

令和4年3月  
令和4年第2回栃木市議会定例会  
議案説明書

栃 木 市



番 号	件 名	
議案第 3 号	令和4年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 4 号	令和4年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 7 号	令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 8 号	令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 9 号	令和4年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第10号	令和4年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第11号	令和4年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第12号	令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議案第13号	令和3年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第14号	令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第15号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第6号）	別冊
議案第16号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第2号）	別冊
議案第17号	令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第18号	令和3年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第19号	栃木市自転車等駐車場条例の制定について	1
議案第20号	栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第21号	栃木市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第22号	栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第23号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	25
議案第24号	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第25号	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第26号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	39

議案第27号	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	63
議案第28号	栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第29号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	71
議案第30号	都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	89
議案第31号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	93
議案第32号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	107
議案第33号	栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の一部を改正する 条例の制定について	113
議案第34号	栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止する 条例の制定について	116
議案第35号	工事請負契約の締結について (栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎建築工事)	117
議案第36号	工事請負契約の締結について (栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎電気設備工事)	126
議案第37号	工事請負契約の締結について (栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎機械設備工事)	134
議案第38号	財産の無償貸付けについて	142
議案第39号	財産の取得について	144
議案第40号	市道路線の認定について	147
議案第41号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	152
議案第42号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	154
議案第43号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	156

(市街地整備課)

議案第19号

栃木市自転車等駐車場条例の制定について

提案理由

自転車利用者の利便に供するとともに、自転車の放置を防止し、並びに都市の美観及び良好な交通環境を保持することを目的として、栃木市自転車等駐車場を設置するため、栃木市自転車等駐車場条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略



(総務課)

議案第20号

栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市個人情報保護条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

引用条項を改めること。(第2条及び第7条関係)

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

現

行

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(5)～(10) 略

（収集方法の制限）

第7条 略

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

(7)・(8) 略

3 略

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 個人識別符号 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(5)～(10) 略

(収集方法の制限)

第7条 略

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 国、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

(7)・(8) 略

3 略



(総務課)

議案第21号

栃木市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方自治法施行令の一部改正に準じ、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市住民投票条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

押印に係る規定を改めること。(第7条、第8条及び第10条関係)

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

現 行

（署名等の収集）

第7条 請求代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、署名及び押印を求めなければならない。

2 請求代表者は、請求資格者に委任して、前項の規定により署名及び押印を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めるための請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。

3 請求代表者は、市の区域内で衆議院議員、参議院議員、栃木県の議会の議員若しくは知事又は市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては、請求のための署名及び押印を求めることができない。

4 第1項及び第2項の署名及び押印は、前条第2項の規定による告示があった日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名及び押印を求めることができないこととなった区域においては、その期間は、署名及び押印を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。

5 請求資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、請求資格者（請求代表者及び当該請求代表者の委任を受けて当該請求資格者に対し当該署名簿に署名及び押印を求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、自治基本条例第26条第2項の規定による請求資格者の署名とみなす。

6 略

（署名簿の提出等）

第8条 署名簿に署名及び押印をした者の数が第5条の規定により告示された請求資格者の総数の6分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第4項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合は、当該区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から5日以内に、署名簿（署名簿が2冊以上に分かれている

改 正 案

(署名等の収集)

第7条 請求代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、署名を求めなければならない。

2 請求代表者は、請求資格者に委任して、前項の規定により署名を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに署名を求めるための請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。

3 請求代表者は、市の区域内で衆議院議員、参議院議員、栃木県の議会の議員若しくは知事又は市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては、請求のための署名を求めることができない。

4 第1項及び第2項の署名は、前条第2項の規定による告示があった日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名を求めることができないこととなった区域においては、その期間は、署名を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。

5 請求資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、請求資格者（請求代表者及び当該請求代表者の委任を受けて当該請求資格者に対し当該署名簿に署名を求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、自治基本条例第26条第2項の規定による請求資格者の署名とみなす。

6 略

(署名簿の提出等)

第8条 署名簿に署名をした者の数が第5条の規定により告示された請求資格者の総数の6分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第4項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合は、当該区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から5日以内に、署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、

現

行

ときは、これらを一括したもの) を市長に提出し、これに署名及び押印をした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。

2 略

(署名等の取消し)

第10条 署名簿に署名及び押印をした者は、請求代表者が第8条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名及び印を取り消すことができる。

改 正 案

これらを一括したもの) を市長に提出し、これに署名をした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。

2 略

(署名等の取消し)

第10条 署名簿に署名をした者は、請求代表者が第8条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名を取り消すことができる。

栃木市職員の服務の宣誓に関する条例及び栃木市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

新たに職員又は学校職員となった者が行う服務の宣誓の方法を、任命権者の面前又は栃木市教育委員会若しくは栃木市教育委員会の定める上級の公務員の前において宣誓書へ署名押印する方法から、任命権者等に宣誓書を提出する方法に改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の服務の宣誓に関する条例及び栃木市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

- (1) 服務の宣誓の方法を改めること。(第2条関係)
- (2) 押印に係る規定を改めること。

(別記様式第1号及び別記様式第2号関係)

2 栃木市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

- (1) 引用条項を改めること。(第1条関係)
- (2) 服務の宣誓の方法を改めること。(第2条関係)
- (3) 押印に係る規定を改めること。(別記様式関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第22号（職員課）

栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を

現

行

【栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正】

（サービスの宣誓）

第2条 新たに職員となった者は、任命権者の面前において別記様式第1号又は別記様式第2号の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

改正する条例

改 正 案

【栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正】

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式第1号又は別記様式第2号の宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

現

行

別記様式第1号（第2条関係）

（消防職員以外の職員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

Ⓔ

改 正 案

別記様式第1号（第2条関係）

（消防職員以外の職員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

（自署しない場合は、記名押印してください。）

現

行

別記様式第2号（第2条関係）

（消防職員）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例及び規則を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印

改 正 案

別記様式第2号（第2条関係）

（消防職員）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例及び規則を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

（自署しない場合は、記名押印してください。）

**【栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正】****(趣旨)**

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する栃木市立小学校及び中学校の職員（以下「学校職員」という。）のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

**(サービスの宣誓)**

第2条 新たに学校職員となった者は、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は教育委員会の定める上級の公務員の前で、宣誓書（別記様式）に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

改 正 案

【栃木市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正】

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する栃木市立小学校及び中学校の職員（以下「学校職員」という。）の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに学校職員となった者は、宣誓書（別記様式）を栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は教育委員会の定める上級の公務員に提出してからでなければその職務を行ってはならない。

現

行

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法を尊重し教育基本法に即した教育を実施すべき責務を深く自覚し、  
全体の奉仕者として職務上の秩序を守り誠実かつ、公正に職務を執行することを固く誓いま  
す。

年 月 日

学校名

氏 名



改 正 案

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法を尊重し教育基本法に即した教育を実施すべき責務を深く自覚し、  
全体の奉仕者として職務上の秩序を守り誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

学校名

氏 名

（自署しない場合は、記名押印してください。）



(職 員 課)

議案第 23 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

職員が不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 字句の整理を行うこと。(第12条関係)
- 2 不妊治療のための休暇に係る規定を改めること。(別表第1関係)

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

議案第23号（職員課）

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

現	行
（年次有給休暇）	
第12条 略	
2 略	
3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の <u>すべて</u> を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の <u>すべて</u> を使用することができる。	
4 略	
別表第1（第14条関係）	
休暇の原因	休暇の期間
1～6 略	略
7 職員が <u>不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	一の年度において6日の <u>範囲内でその都度必要と認められる期間</u>
8～24 略	略

改 正 案

(年次有給休暇)

第12条 略

2 略

3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 略

別表第1 (第14条関係)

休暇の原因	休暇の期間
1～6 略	略
7 職員が <u>不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	一の年度において6日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
8～24 略	略



(職 員 課)

議案第 2 4 号

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

提案理由

職員が出産及び子育てと仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- (1) 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち在職期間に係る規定を削り、  
字句の整理を行うこと。(第 2 条及び第 2 1 条関係)
- (2) 職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関する措置等に係る  
規定を加えること。(第 2 5 条及び第 2 6 条関係)

[参照条文]

議案第 1 9 号と同じ。

現	行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ・ウ 略</p>	
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>	

改 正 案

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ・ウ 略

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

現

行

(規則への委任)

第25条 略

改 正 案

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(規則への委任)

第27条 略



(職 員 課)

議案第 2 5 号

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

提案理由

職員が栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に規定する1週間当たりの勤務時間を超えて勤務した場合の勤務1時間当たりの給与額を、同一号給の職員において同額となるよう算出方法を見直すに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めること。(第16条関係)

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

議案第25号（職員課）

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

現	行
<p data-bbox="207 347 694 385">（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p data-bbox="159 414 1444 806">第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、これに対する地域手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額合計額に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから当該年度における同条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（<u>これらの日のうち同条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。</u>）の日数に<u>同条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間</u>を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。</p>	

改 正 案

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、これに対する地域手当及び特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の月額合計額(休暇等条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間により算出した当該合計額)に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから当該年度における同条例第9条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。



(保険年金課)

議案第26号

## 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、並びに国民健康保険税の税率及び課税限度額の見直しを行うに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

- 1 課税限度額を改めること。(第2条関係)
- 2 所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること。  
(第3条、第5条、第8条、第9条の2及び第9条の3関係)
- 3 世帯別平等割額及び引用条項を改めること。(第5条の2関係)
- 4 字句の整理を行うこと。(第6条及び第13条関係)
- 5 低所得者世帯に係る国民健康保険税の額の算定に際し減額する額を改め、未就学児に係る減額する額を加え、引用条項を改めること。  
(第23条関係)

### [参照条文]

議案第19号と同じ。

現 行

（課税額）

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.2を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万2,300円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び

改 正 案

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.6を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万5,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあつるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び

現 行

第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。

第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 23,800円

(2) 特定世帯 11,900円

(3) 特定継続世帯 17,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康

改 正 案

第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 18,600円

(2) 特定世帯 9,300円

(3) 特定継続世帯 13,950円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,200円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康

現

行

保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について22,610円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,660円

(イ) 特定世帯 8,330円

(ウ) 特定継続世帯 12,495円

ウ・エ 略

改 正 案

保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について17,570円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,020円

(イ) 特定世帯 6,510円

(ウ) 特定継続世帯 9,765円

ウ・エ 略

現

行

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,030円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,900円

(イ) 特定世帯 5,950円

(ロ) 特定継続世帯 8,925円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,460円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ

改 正 案

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,840円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,340円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,300円

(イ) 特定世帯 4,650円

(ロ) 特定継続世帯 6,975円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,100円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,020円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

現

行

それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,760円

(イ) 特定世帯 2,380円

(ウ) 特定継続世帯 3,570円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2

改 正 案

に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,720円

(イ) 特定世帯 1,860円

(ウ) 特定継続世帯 2,790円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,240円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,240円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,765円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,275円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,530円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,550円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,100円

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2

項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

#### 附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する

改 正 案

項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) 及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定す

現

行

上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

改 正 案

る上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

現 行

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

25 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

改 正 案

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

25 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所

とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額

改 正 案

得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは

並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

28 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

29 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約

改 正 案

「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

28 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

29 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得

現

行

適用配当等の額」とする。

改 正 案

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。



(保険年金課)

議案第27号

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

提案理由

精神障がいの障がい者等級1級と認定された者を助成の対象に加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

重度心身障がい者に、精神障がいの障がい等級1級と認定された者を加えること。(第2条関係)

〔参照条文〕

議案第19号と同じ

議案第27号（保険年金課）

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(定義)	
第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	
(1) 略	
(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医（以下「児童相談所等」という。）により、知能指数が35以下の知的障がい児者と判定された者であること。	
(3) 略	
2～5 略	

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 略

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）又は精神科医（以下これらを「児童相談所等」という。）により、知能指数が35以下の知的障がい児者と判定された者であること。

(3) 略

(4) 精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級と認定された者であること。

2～5 略



(子育て支援課)

議案第28号

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市立栃木第四小学校の児童が利用する学童保育施設を設置するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学童保育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

学童保育施設に栃木市しろのうち学童保育を加えること。(第2条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第28号（子育て支援課）

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例

現 行

（名称及び位置）

第2条 学童保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市宮の子学童保育	栃木市大宮町1777番地1
略	略

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 学童保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市しろのうち学童保育	栃木市城内町1丁目3番3号
栃木市宮の子学童保育	栃木市大宮町1777番地1
略	略



栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第3章雑則を加えること。(目次関係)
- 2 現行の電磁的方法に係る規定を削り、新たに電磁的記録等に係る規定を定めること。(旧第5条及び第62条関係)
- 3 字句の整理を行うこと。  
(第14条、第35条、第36条、第38条、第50条、第51条、第52条、第56条、第58条及び第60条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

現 行

目次

第1章 略

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条）

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 略

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

目次

第1章 略

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）

第3章 雑則（第62条）

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 略

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と

改 正 案

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と

あるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

(特別利用教育の基準)

### 第36条 略

#### 2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

### 第38条 略

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事

改 正 案

あるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事

業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

#### 第51条 略

#### 2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該

## 改 正 案

業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第 50 条において準用する次項及び第 19 条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項及び第 19 条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第 51 条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該

現 行

当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

## 改 正 案

当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

### 第52条 略

#### 2 略

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第56条 略

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用給付費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。)又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2・3 略

## 改 正 案

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

### 第56条 略

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

### 2・3 略

## 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ

現

行

改 正 案

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あら

現

行

改 正 案

かじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。



(都市計画課)

議案第30号

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

提案理由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

都市計画法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域を改めること。(第3条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第30号（都市計画課）

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例

現 行

（法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域）

第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域のうち、政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域として規則で定めるものを除いたものとする。

(1)・(2) 略

改 正 案

(法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域)

第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域のうち、政令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域並びに同条第6号及び第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを除いたものとする。

(1)・(2) 略



(建築指導課)

議案第 3 1 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正する必要がある。

◎改正の概要

長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等を改め、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の容積率に関する特例許可申請手数料を定めること。

(別表第 2 関係)

〔参照条文〕

議案第 1 9 号と同じ。

現 行

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額													
1～40 略	略	略													
4 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	<p>長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分1及び2に定める金額を合算した金額</p> <p>1 長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>ア <u>当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。（2）及び43の項において同じ。）の添付があった場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建て住宅の場合 <u>18,000円</u></p> <p>(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <table border="1" data-bbox="738 1552 1430 2040"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>申請1件につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5戸以内のもの</td> <td><u>35,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5戸を超え10戸以内</td> <td><u>57,000円</u></td> </tr> <tr> <td>10戸を超え30戸以内</td> <td><u>100,000円</u></td> </tr> <tr> <td>30戸を超え50戸以内</td> <td><u>177,000円</u></td> </tr> <tr> <td>50戸を超え100戸以内</td> <td><u>306,000円</u></td> </tr> <tr> <td>100戸を超え200戸</td> <td><u>563,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	申請1件につき	5戸以内のもの	<u>35,000円</u>	5戸を超え10戸以内	<u>57,000円</u>	10戸を超え30戸以内	<u>100,000円</u>	30戸を超え50戸以内	<u>177,000円</u>	50戸を超え100戸以内	<u>306,000円</u>	100戸を超え200戸	<u>563,000円</u>
建築物全体の戸数	申請1件につき														
5戸以内のもの	<u>35,000円</u>														
5戸を超え10戸以内	<u>57,000円</u>														
10戸を超え30戸以内	<u>100,000円</u>														
30戸を超え50戸以内	<u>177,000円</u>														
50戸を超え100戸以内	<u>306,000円</u>														
100戸を超え200戸	<u>563,000円</u>														

改 正 案

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額														
1～40 略	略	略														
41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分1及び2に定める金額を合算した金額 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築の場合 ア 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。（2）及び次項において同じ。）若しくは住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。次項において同じ。）又はこれらの写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (7) 一戸建て住宅の場合 17,000円 (イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額															
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">建築物全体の戸数</th> <th style="width: 50%;">申請1件につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5戸以内のもの</td> <td style="text-align: right;">28,000円</td> </tr> <tr> <td>5戸を超え10戸以内</td> <td style="text-align: right;">43,000円</td> </tr> <tr> <td>10戸を超え30戸以内</td> <td style="text-align: right;">67,000円</td> </tr> <tr> <td>30戸を超え50戸以内</td> <td style="text-align: right;">106,000円</td> </tr> <tr> <td>50戸を超え100戸以内</td> <td style="text-align: right;">161,000円</td> </tr> <tr> <td>100戸を超え200戸</td> <td style="text-align: right;">269,000円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	申請1件につき	5戸以内のもの	28,000円	5戸を超え10戸以内	43,000円	10戸を超え30戸以内	67,000円	30戸を超え50戸以内	106,000円	50戸を超え100戸以内	161,000円	100戸を超え200戸	269,000円
建築物全体の戸数	申請1件につき															
5戸以内のもの	28,000円															
5戸を超え10戸以内	43,000円															
10戸を超え30戸以内	67,000円															
30戸を超え50戸以内	106,000円															
50戸を超え100戸以内	161,000円															
100戸を超え200戸	269,000円															

現 行

以内	
200戸を超えるもの	790,000円

イ ア以外のうち品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 一戸建て住宅の場合 19,000円

(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以内のもの	57,000円
5戸を超え10戸以内	92,000円
10戸を超え30戸以内	174,000円
30戸を超え50戸以内	302,000円
50戸を超え100戸以内	477,000円
100戸を超え200戸以内	874,000円
200戸を超えるもの	1,204,000円

ウ ア及びイ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7)・(イ) 略

(2) (1)以外の場合

ア 当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 一戸建て住宅の場合 26,000円

改 正 案

以内	
200戸を超えるもの	338,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) 略

(2) (1)以外の場合

ア 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建て住宅の場合 24,000円

現

行

(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以内のもの	49,000円
5戸を超え10戸以内	80,000円
10戸を超え30戸以内	141,000円
30戸を超え50戸以内	247,000円
50戸を超え100戸以内	428,000円
100戸を超え200戸以内	787,000円
200戸を超えるもの	1,104,000円

イ 略

2 略

4.2 長期優良住宅普及促進前項の右欄に規定する額を当該申請の認定申請対象戸数で法第5条第2項の規定に基づき除して得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、そ

づく長期優良住宅建築等計画の認定

の端数を切り捨てた額)

改 正 案

(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以内のもの	39,000円
5戸を超え10戸以内	61,000円
10戸を超え30戸以内	98,000円
30戸を超え50戸以内	156,000円
50戸を超え100戸以内	238,000円
100戸を超え200戸以内	401,000円
200戸を超えるもの	504,000円

イ 略

2 略

4.2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の変更の認定

長期優良住宅建築等計画の変更の認定

長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

1 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 新築の場合

ア 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 前項1(1)アに規定する金額の2分の1に相当する金額

イ ア以外の場合 前項1(1)イに規定する金額の2分の

現

行

<p>4 3 <u>長期優良住宅普及促進</u></p> <p><u>法第 8 条第 1 項の規定に基</u> <u>づく長期優良住宅建築等計</u> <u>画の変更の認定</u></p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料</u> 次に</p> <p><u>掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>1 <u>長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項又は第 3 項の規定</u> <u>に基づく申請により長期優良住宅建築等計画の認定を受け</u></p>
--	---

改 正 案

	<p style="text-align: center;"><u>1に相当する金額</u></p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア <u>当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しの添付があった場合 前項1(2)アに規定する金額の2分の1に相当する金額</u></p> <p>イ <u>ア以外の場合 前項1(2)イに規定する金額の2分の1に相当する金額</u></p> <p>2 <u>1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額</u></p> <p>(1) <u>床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前項2(1)に規定する金額</u></p> <p>(2) <u>構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、前項2(2)に規定する金額</u></p> <p>(3) <u>建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあっては前項2(3)に規定する金額</u></p>	
<p>43 <u>長期優良住宅普及促進</u> <u>法第18条第1項の規定に</u> <u>基づく許可</u></p>	<p><u>認定長期優良住宅建築等計画</u> <u>に基づく住宅の容積率に関す</u> <u>る特例許可申請手数料</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>160,000円</u></p>

た場合 次に掲げる審査の区分(1)及び(2)に定める金額を合算した金額

(1) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 新築の場合

(7) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 41の項1(1)アに規定する金額の2分の1に相当する金額

(4) (7)以外の場合のうち品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の添付があった場合 41の項1(1)イに規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) (7)及び(4)以外の場合 41の項1(1)ウに規定する金額の2分の1に相当する金額

イ ア以外の場合

(7) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 41の項1(2)アに規定する金額の2分の1に相当する金額

(4) (7)以外の場合 41の項1(2)イに規定する金額の2分の1に相当する金額

(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査 次のア、イ及びウに掲げる金額を合算した金額

ア 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築

改 正 案

基準関係規定に適合するかどうかの審査 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、41の項2(1)に規定する金額

イ 法第6条の3第1項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定 41の項2(2)に規定する金額

ウ 法第87条の4の規定に基づく建築設備に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあつては41の項2(3)に規定する金額

2 長期優良住宅普及促進法第5条第2項の規定に基づく申請により長期優良住宅等計画の認定を受けた場合 1に規定する額を当該変更の申請に係る認定申請対象住戸数で除して得た金額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）

44～52 略

略

略

改 正 案

44~52 略

略

略



栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の  
一部を改正する条例の制定について

提案理由

消防団員の報酬体系を見直すに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
  - (1) 災害の定義を加えること。(第8条関係)
  - (2) 報酬を年額報酬に改め、出勤報酬を加えること。(第12条関係)
  - (3) 費用弁償の額を改めること。(第13条関係)
- 2 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
  - 副団長の報酬額を改めること。(第2条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

現 行

【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正】

（出勤）

第8条 消防団員は、団長の招集によって出勤し職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

（報酬）

第12条

消防団員には、次により報酬を支給する。

団長 年額 250,000円

副団長（団本部） 年額 200,000円

副団長（本部分団） 年額 170,000円

分団長 年額 129,000円

副分団長 年額 113,500円

部長 年額 103,000円

班長 年額 82,500円

団員 年額 67,000円（機能別消防団員にあつては10,000円）

2 報酬は、9月及び翌年3月にその半額を支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ勤務した期間に応じて月割りにより計算した額を支給する。

(1)・(2) 略

3 略

改 正 案

【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正】

(出動)

第8条 消防団員は、団長の招集によって出動し職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(報酬)

第12条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 消防団員には、次により年額報酬を支給する。

団長 年額 240,000円

副団長（団本部） 年額 192,000円

副団長（本部分団） 年額 163,000円

分団長 年額 124,000円

副分団長 年額 109,000円

部長 年額 99,000円

班長 年額 79,000円

団員 年額 64,000円（機能別消防団員にあつては10,000円）

3 年額報酬は、9月及び翌年3月にその半額を支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ勤務した期間に応じて月割りにより計算した額を支給する。

(1)・(2) 略

4 略

5 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。

従事時間が7時間45分以上の災害の場合 1日につき8,000円

従事時間が7時間45分未満の災害の場合 1日につき4,000円

現場到着時に鎮火していた火災及び誤報による出動の場合 1日につき2,000円

警戒及び訓練の場合 1日につき2,000円

6 出動報酬は、4月から9月までの間に従事した職務について11月に、10月から翌年3

現

行

(費用弁償)

第13条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、1回につき2,000円を弁償する。

2 5時間以上水火災の防圧に従事した場合は、前項の費用弁償額に100分の200を乗じて得た額を支給することができる。

3～5 略

【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】

第2条 略

略

第12条第1項中

「

副団長（団本部） 年額 200,000円

副団長（本部分団） 年額 170,000円

を

「

副団長 年額 200,000円

に

改める。

略

改 正 案

月までの間に従事した職務について翌年5月に支給する。

(費用弁償)

第13条 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、1回につき200円を弁償する。

2 費用弁償は、4月から9月までの間に従事した職務について11月に、10月から翌年3月までの間に従事した職務について翌年5月に支給する。

3～5 略

【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】

第2条 略

略

第12条第1項中

「

副団長（団本部） 年額 192,000円

副団長（本部分団） 年額 163,000円

を

「

副団長 年額 192,000円

に

改める。

略



(文化課)

議案第33号

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の一部を改正する条例  
の制定について

提案理由

栃木市立美術館・文学館運営協議会の庶務の所管課を文化課から令和4年4月1日に設置される美術・文学館課に変更するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

文化課を美術・文学館課に改めること。(第8条関係)

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

議案第33号（文化課）

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の一部を改正する条例

現	行
(庶務)	
第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局 <u>文化課</u> において処理する。	

改 正 案

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局美術・文学館課において処理する。

(都市計画課)

議案第34号

栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止する  
条例の制定について

提案理由

栃木駅前市有地土地利用事業における施設整備が完了したことから、栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会を廃止するため、栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

(消防総務課)

議案第35号

## 工事請負契約の締結について

### 提案理由

工事請負契約を栃木市大町18番12号大木・荒川・舘野特定建設工事共同企業体代表者株式会社大木組代表取締役大木敬と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

### [参照条文]

#### 地方自治法抜粋

#### (議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

#### (議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎建築工事

工事場所 栃木市平柳町1丁目地内

工事概要 建築工事

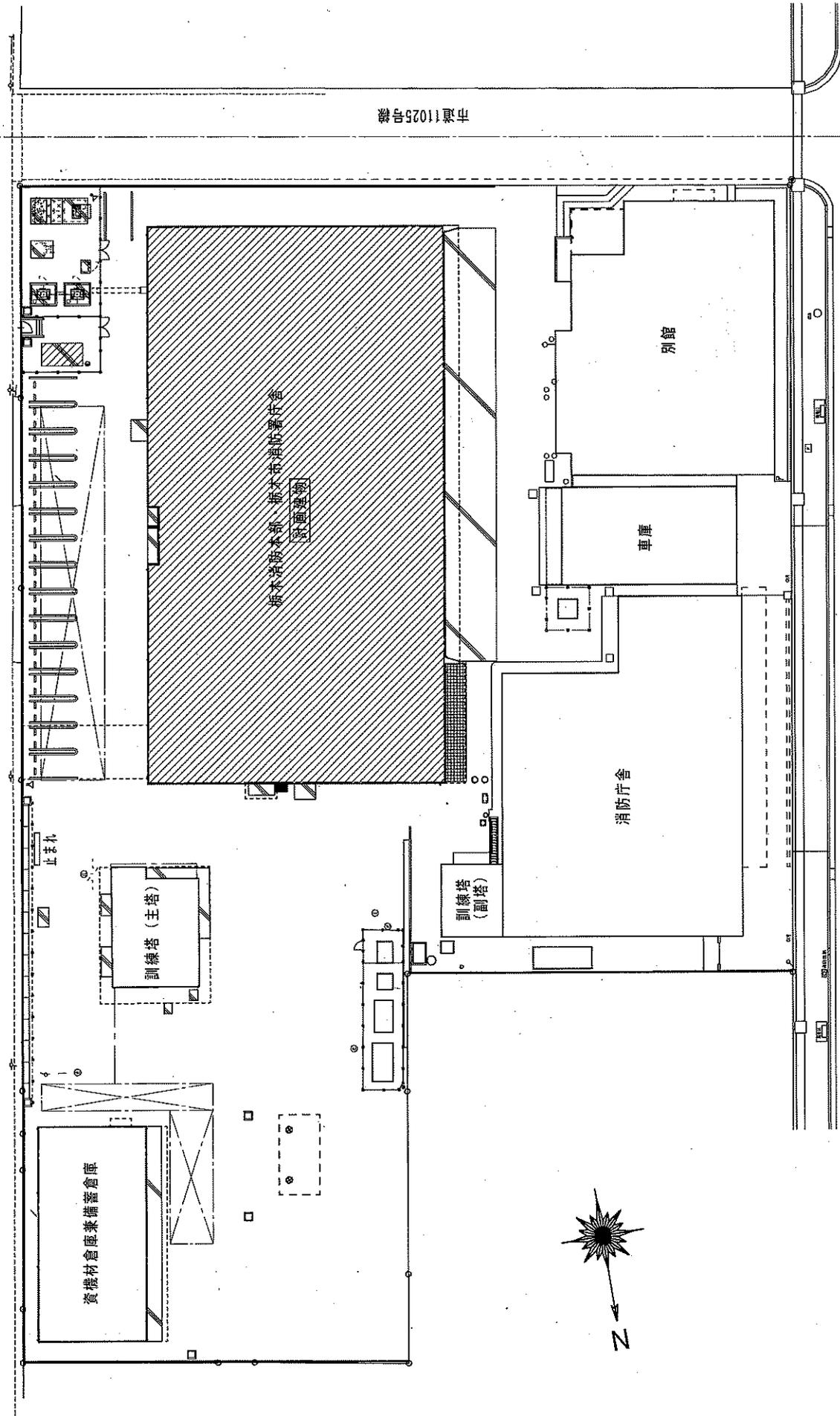
鉄筋コンクリート造3階建て

・建築面積 1,530.07㎡

・延床面積 3,556.85㎡

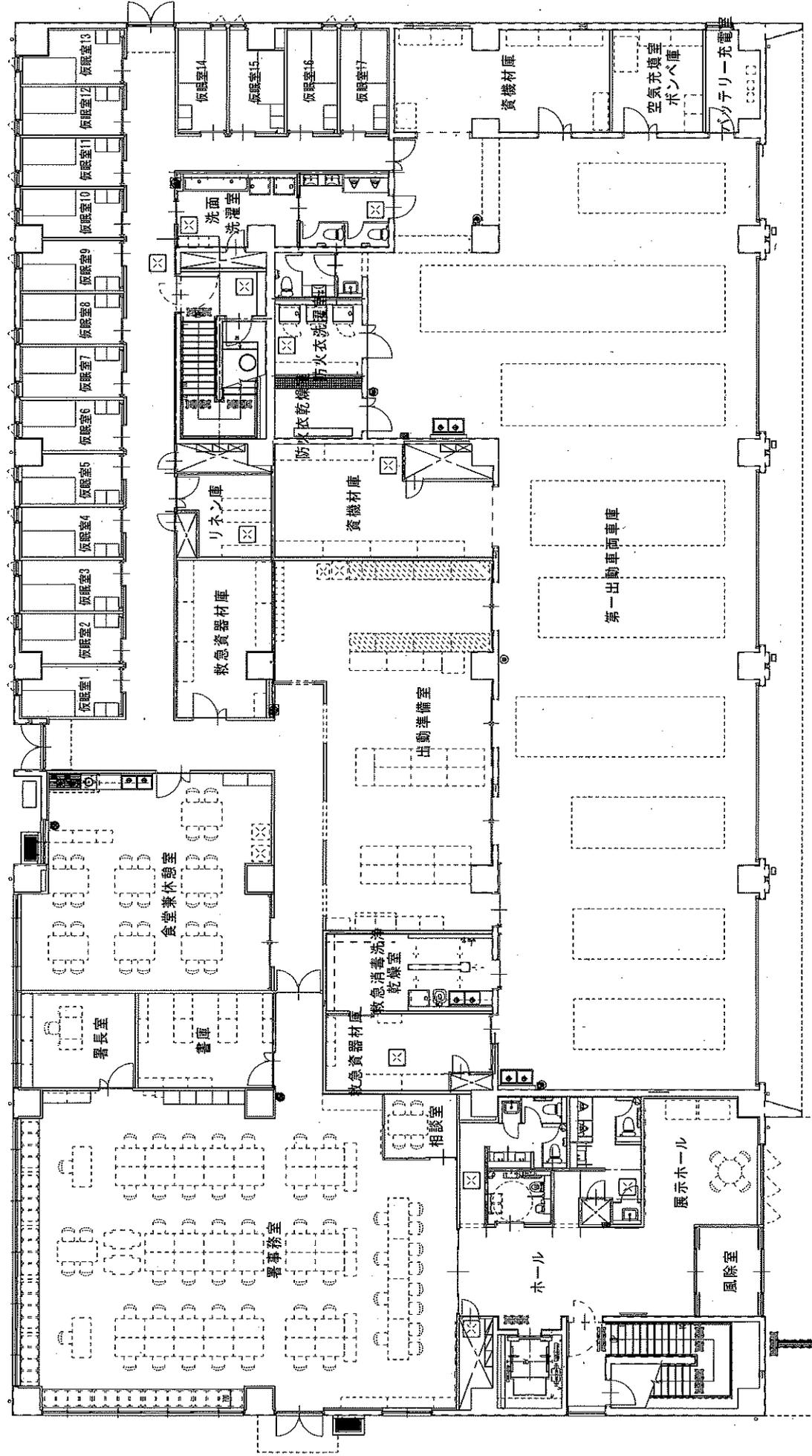
市道11007号線

市道11025号線

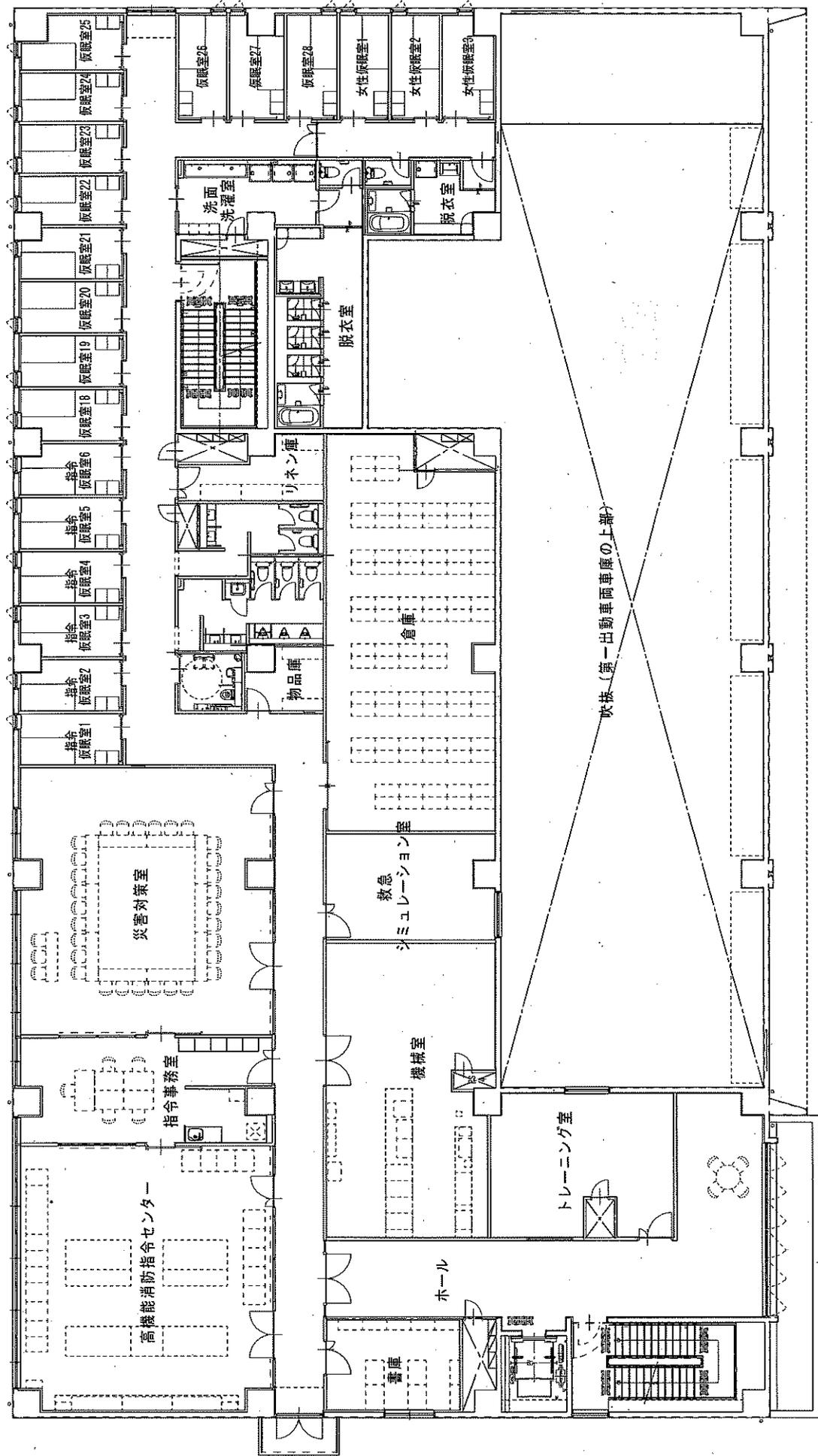


原道 宇都宮・亀和田・栃木線

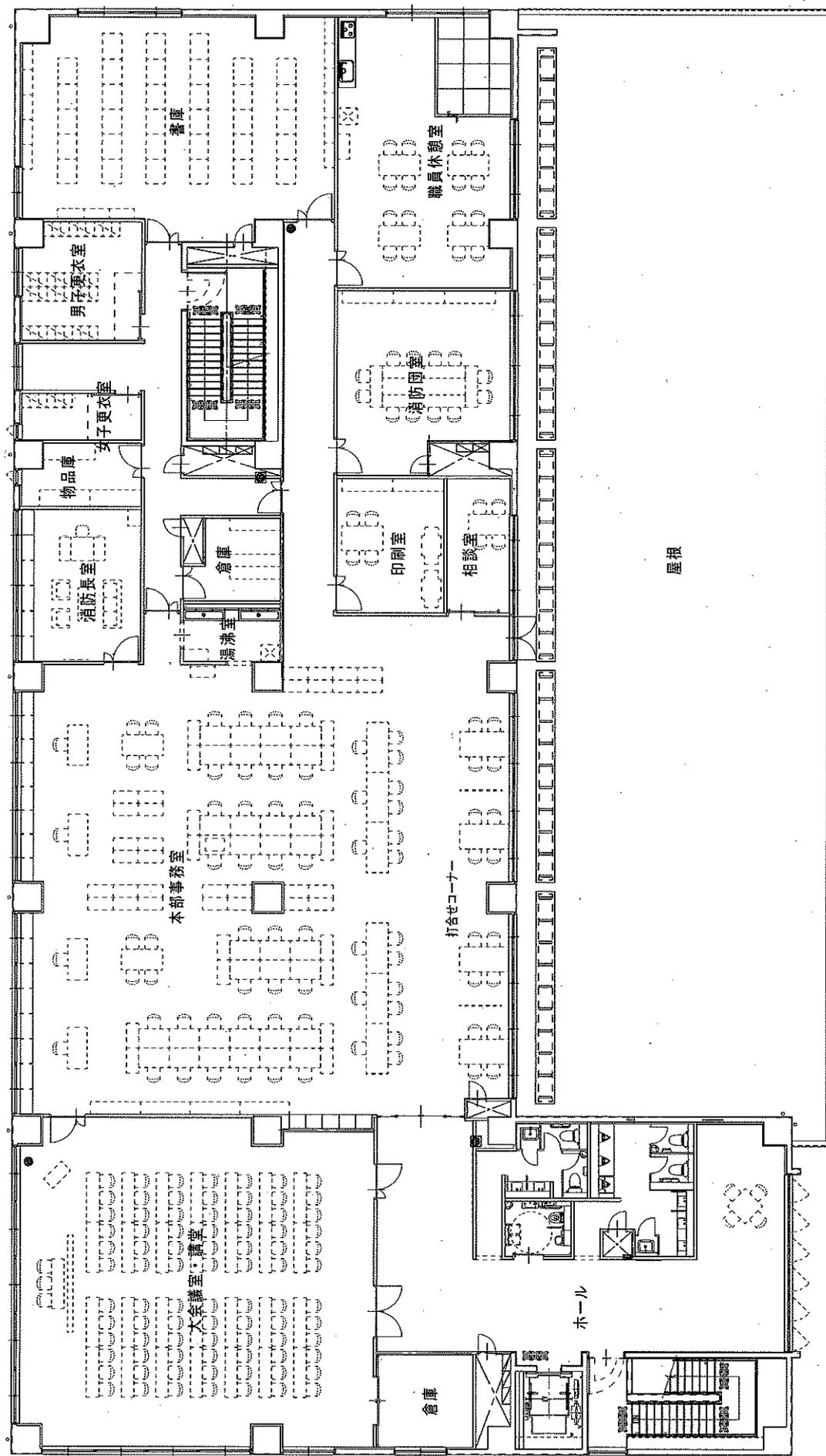
配置図



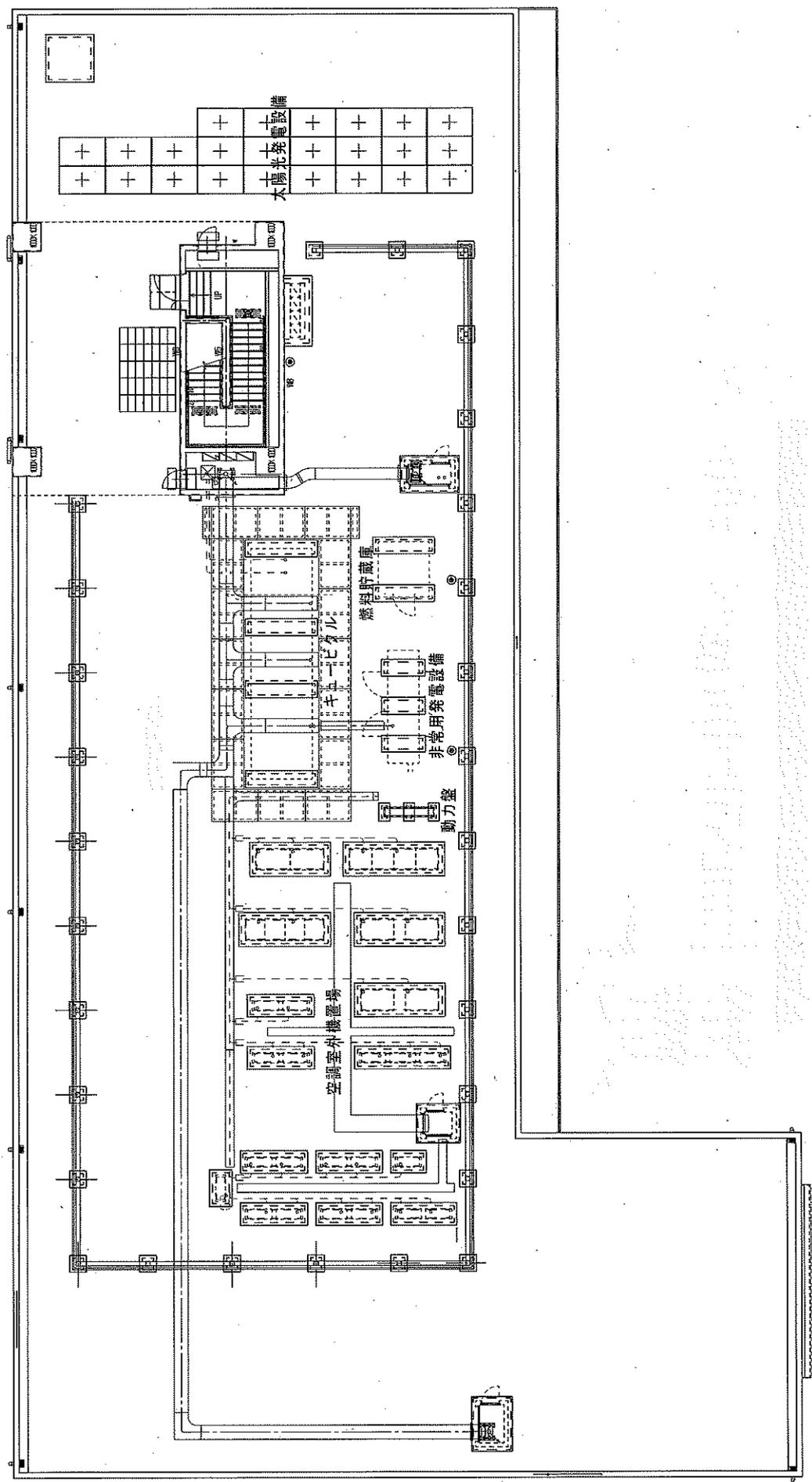
1階平面図



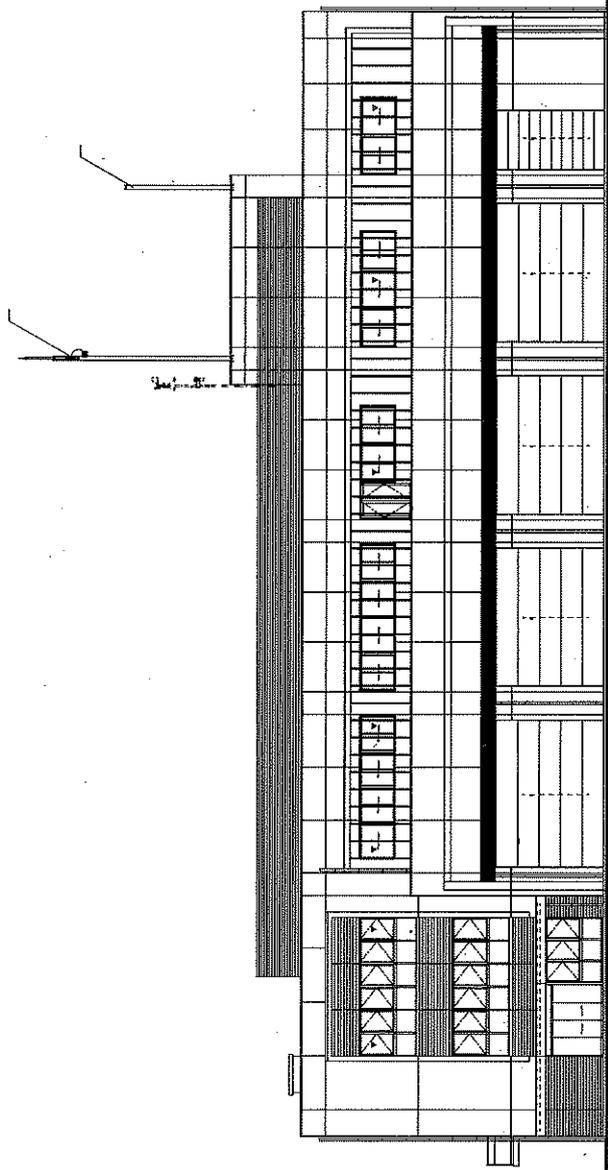
2階平面図



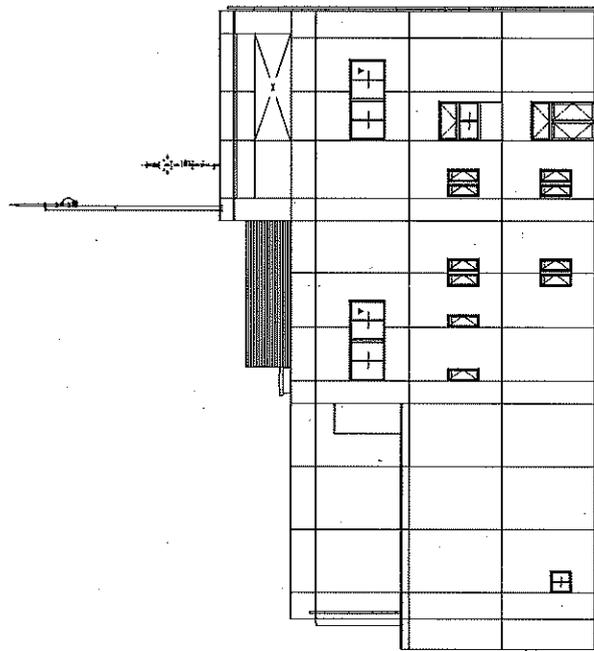
3階平面図



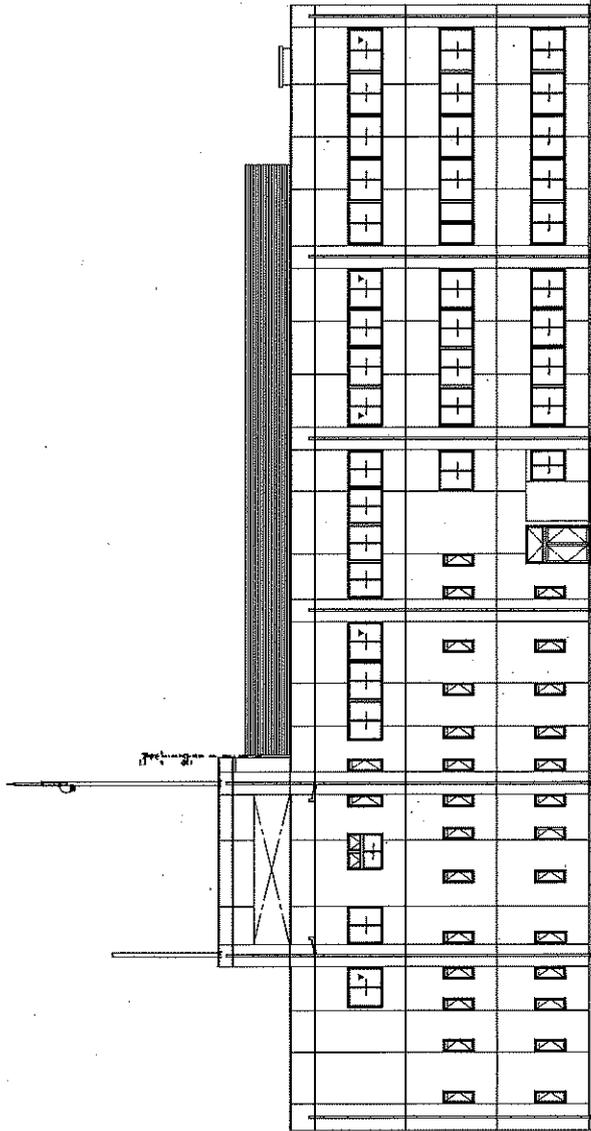
PH階平面図



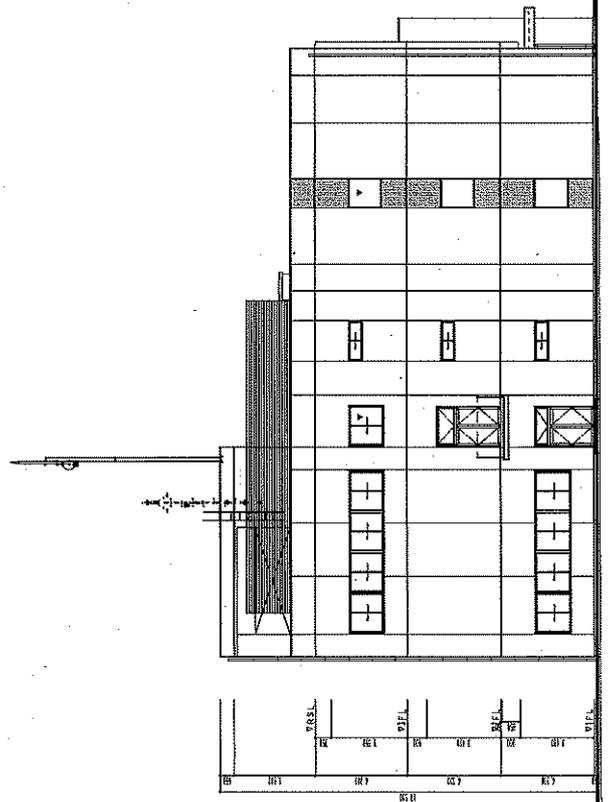
西立面图



南立面图



東立面图



北立面图

(消防総務課)

議案第36号

## 工事請負契約の締結について

### 提案理由

工事請負契約を栃木市今泉町2丁目13番28号ホリエ・大興特定建設工事共同企業体代表者ホリエ電設工業株式会社代表取締役堀江貴浩と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

### [参照条文]

議案第35号と同じ。

### (参考)

工 事 名 栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎電気設備工事

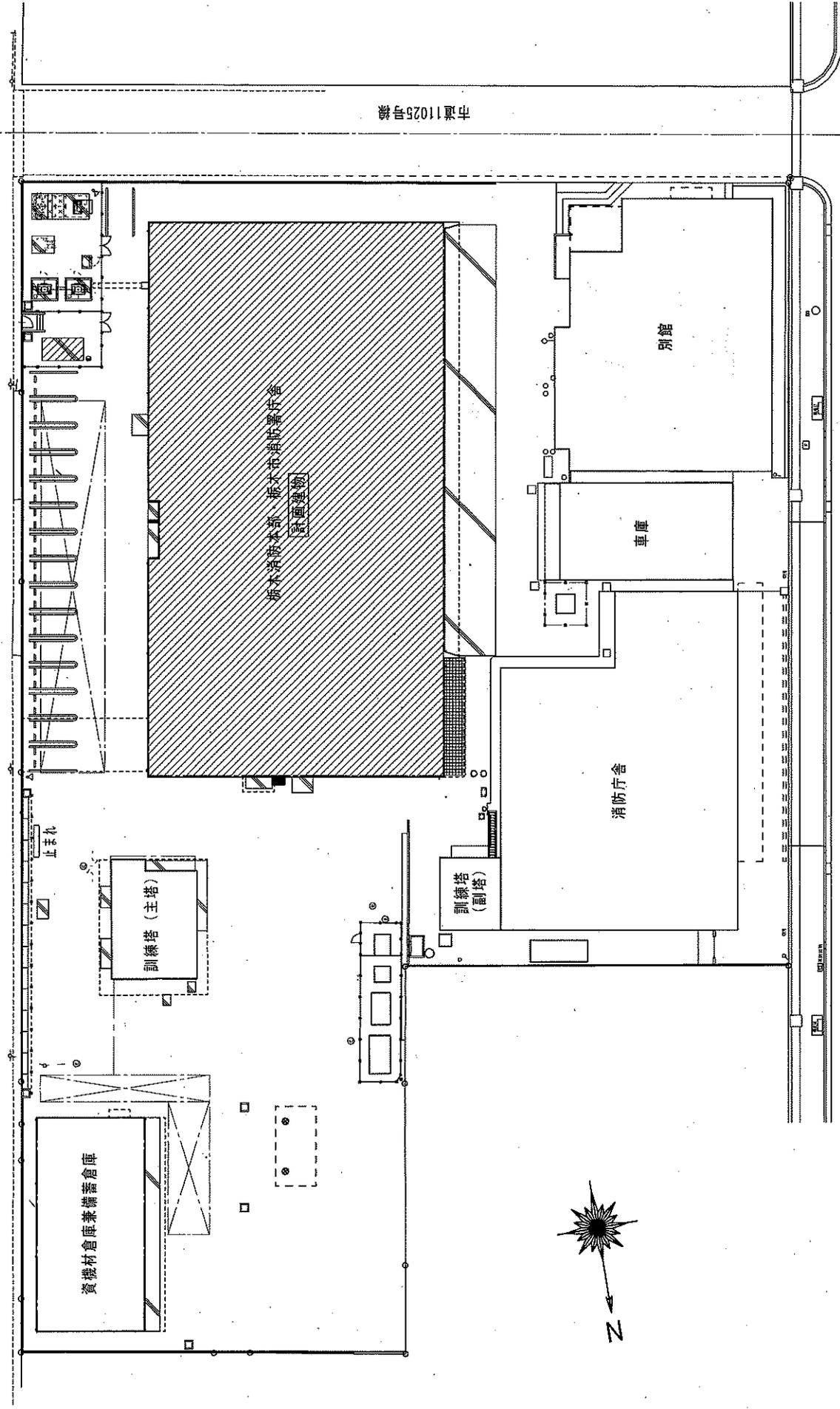
工事場所 栃木市平柳町1丁目地内

工事概要 電気設備工事

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、構内情報  
通信網設備、構内交換設備 他

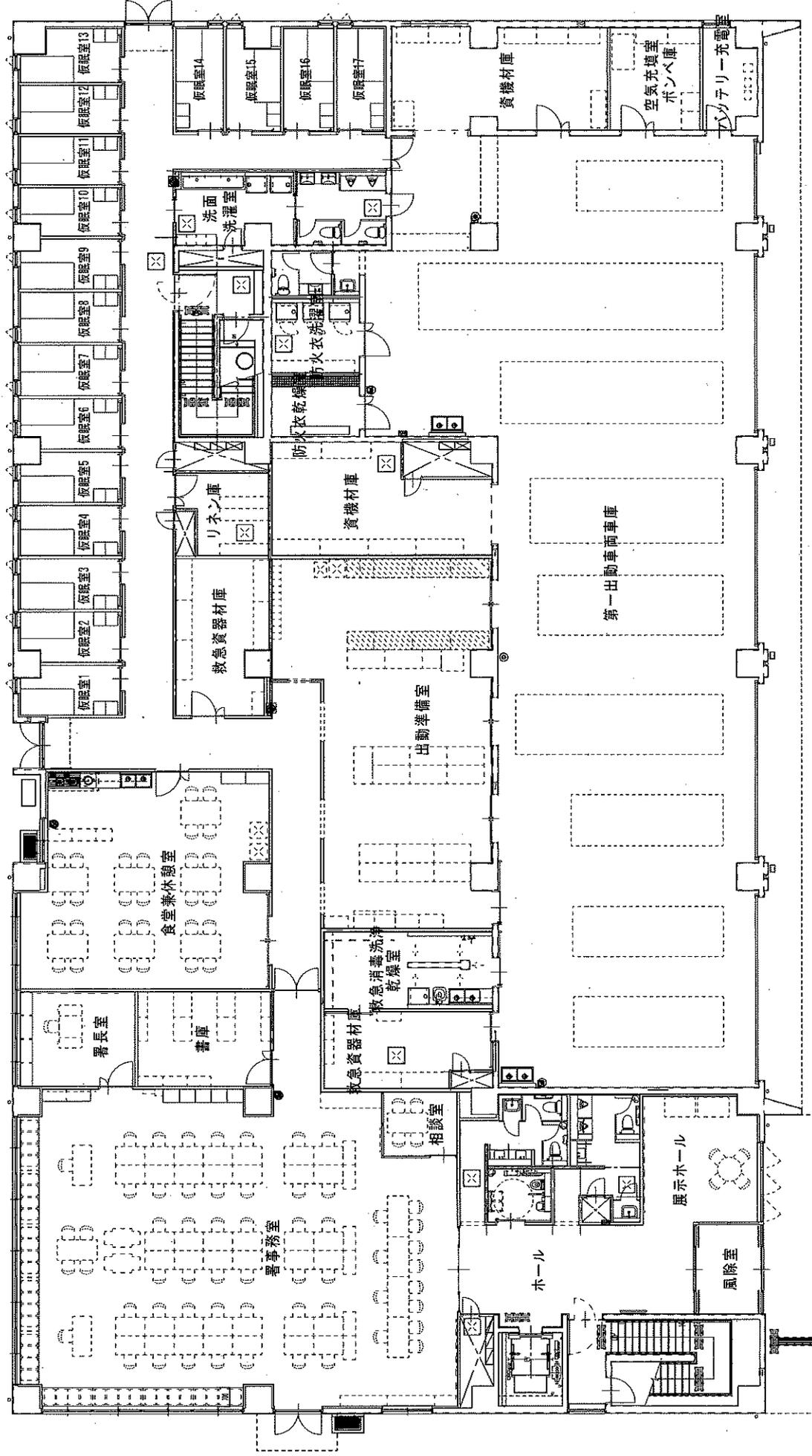
市道11007号線

市道11025号線

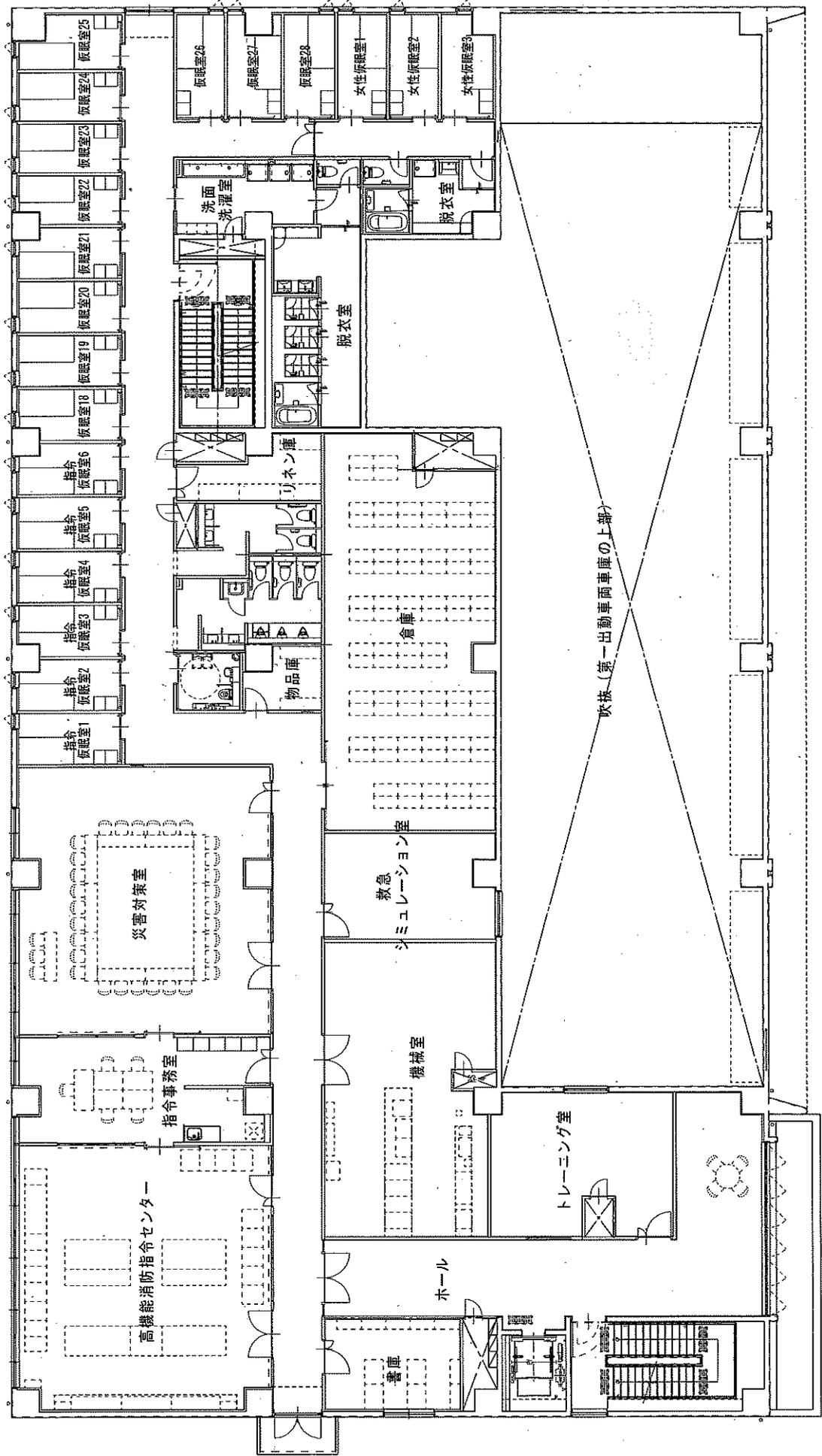


県道 宇都宮・亀和田・栃木線

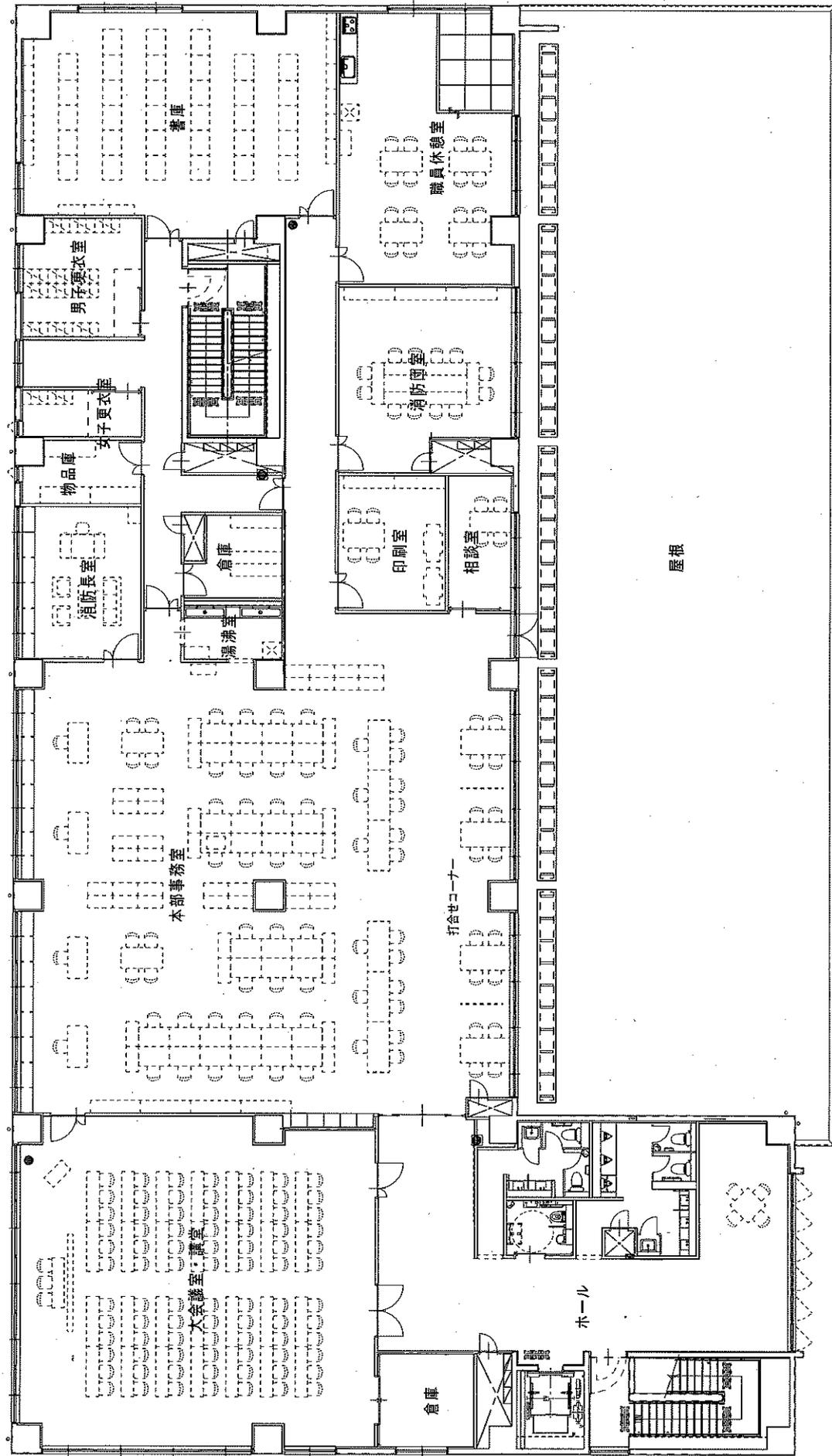
配置図



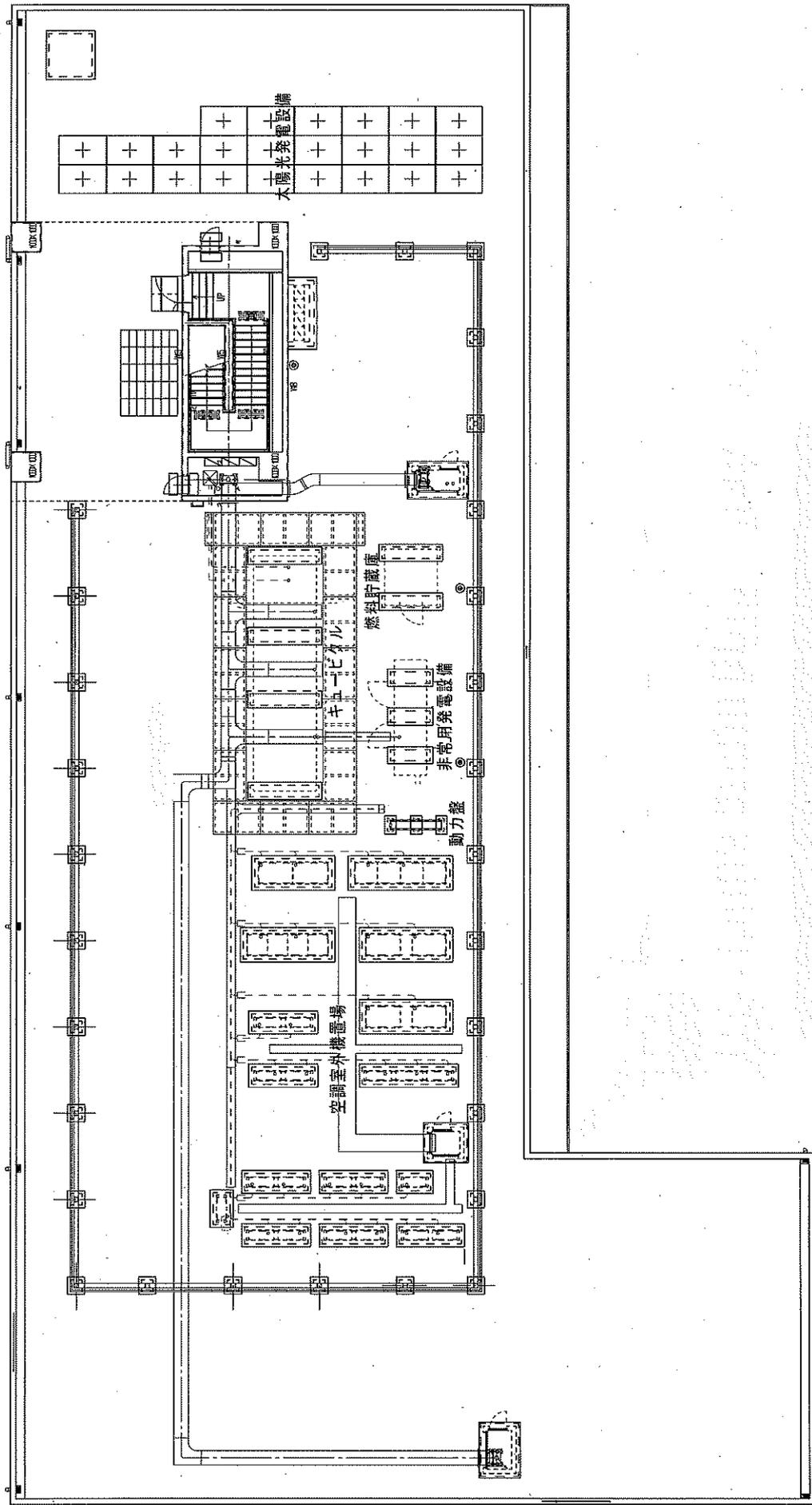
1階平面図



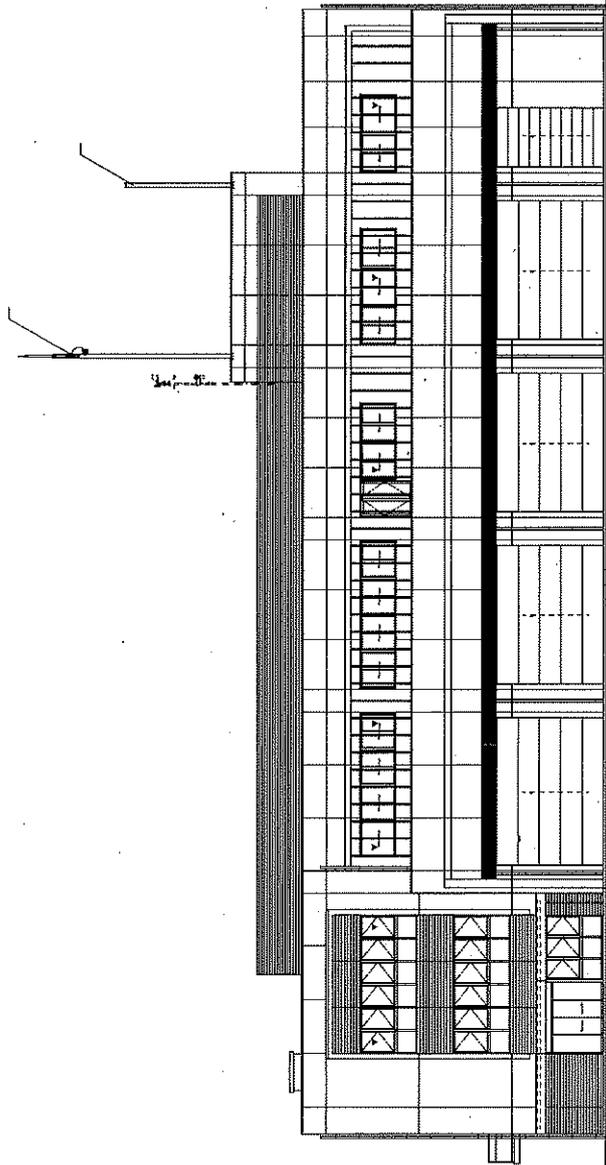
2階平面図



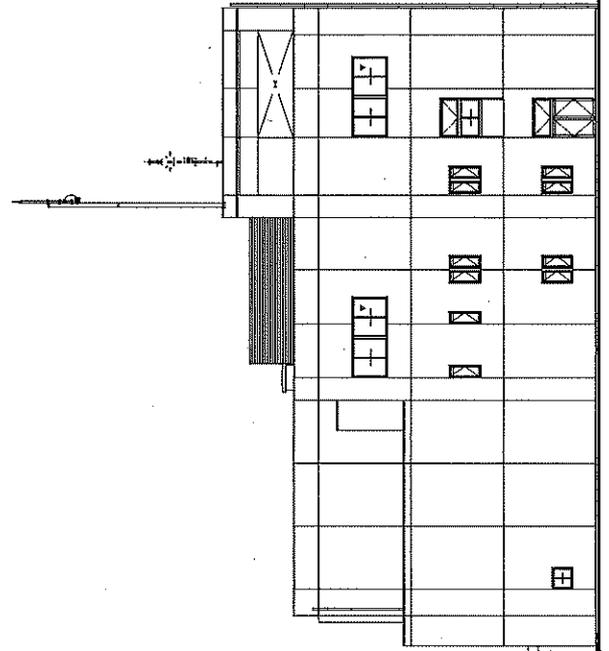
3階平面図



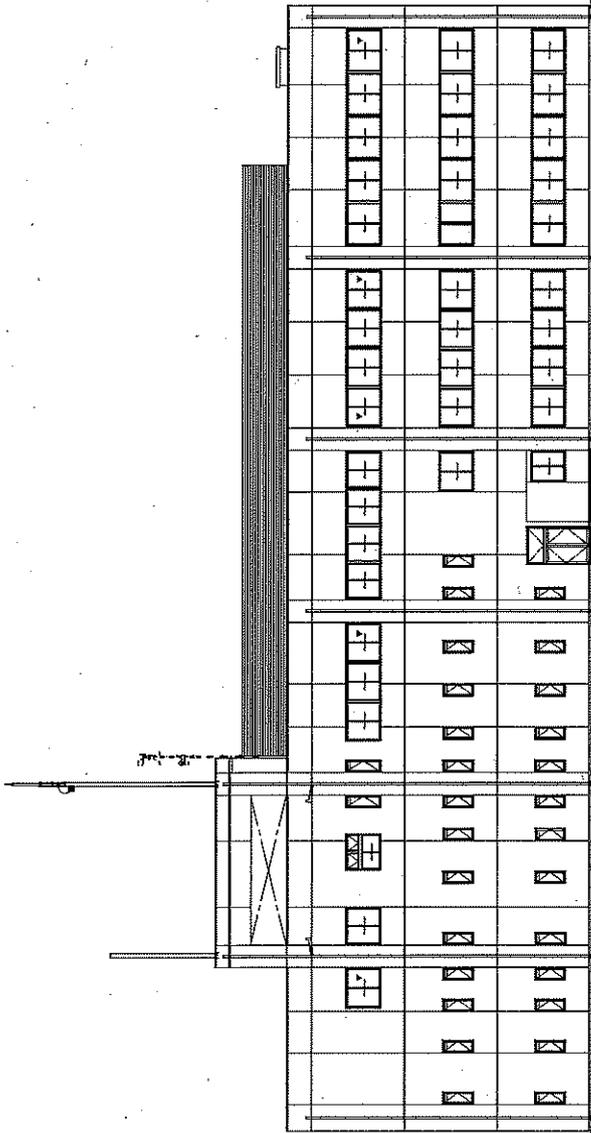
PH階平面図



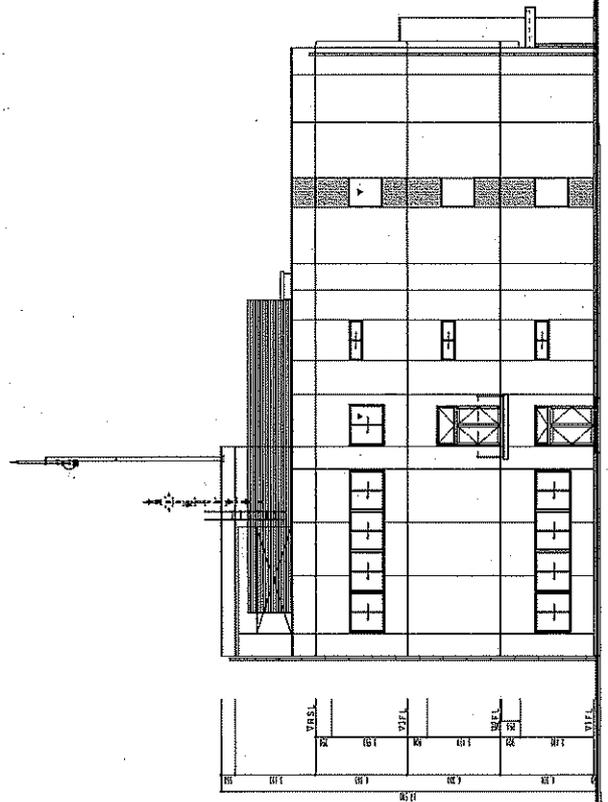
西立面图



南立面图



東立面图



北立面图

(消防総務課)

議案第 37 号

## 工事請負契約の締結について

### 提案理由

工事請負契約を栃木市大平町西水代 2767 番地トリタ・関根特定建設工事共同企業体代表者トリタ設備工事株式会社代表取締役西田淳と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

### 〔参照条文〕

議案第 35 号と同じ。

### (参考)

工 事 名 栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎機械設備工事

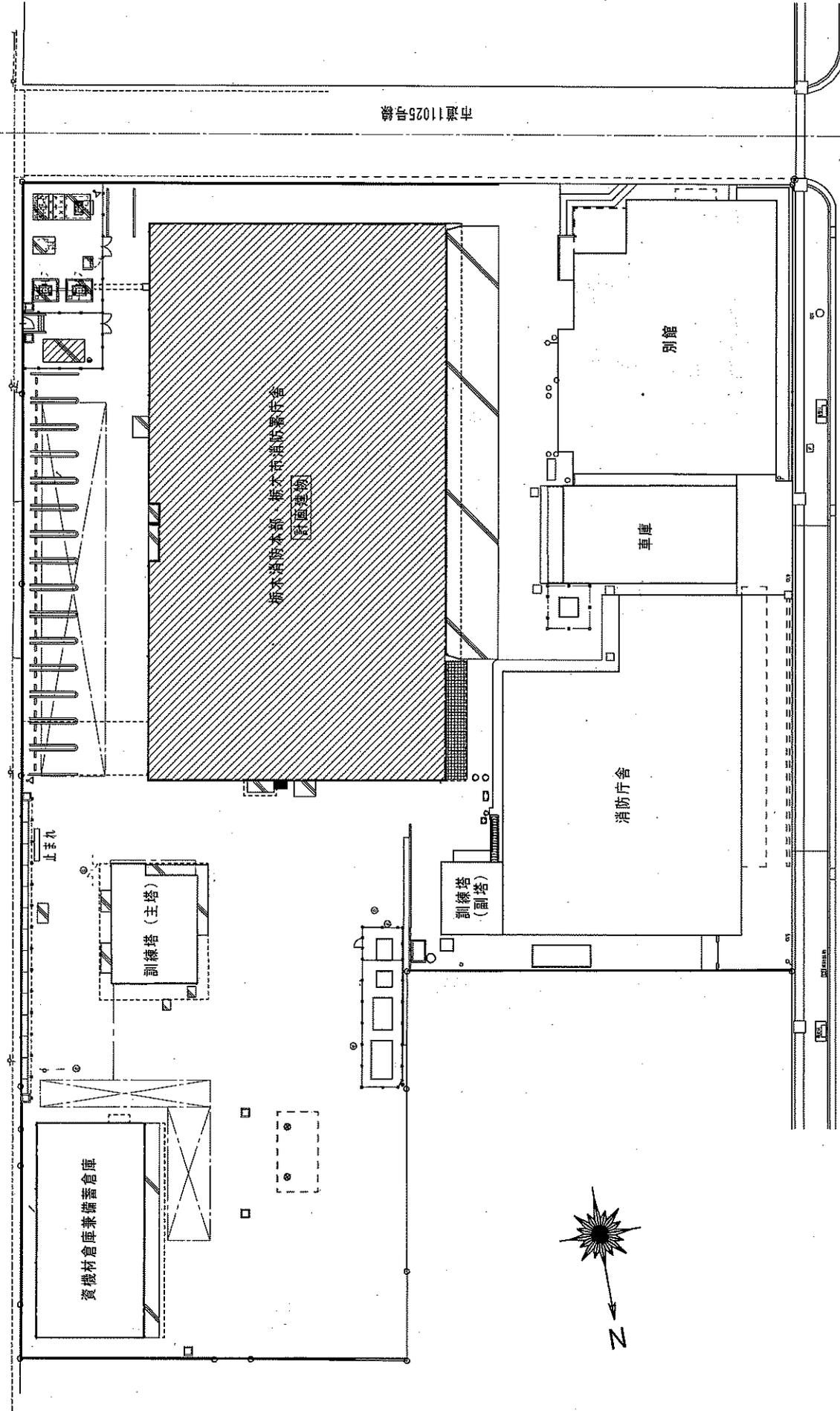
工事場所 栃木市平柳町 1 丁目地内

工事概要 機械設備工事

空気調和設備、換気設備、乾燥機設備、衛生器具設備、給水  
設備、排水設備 他

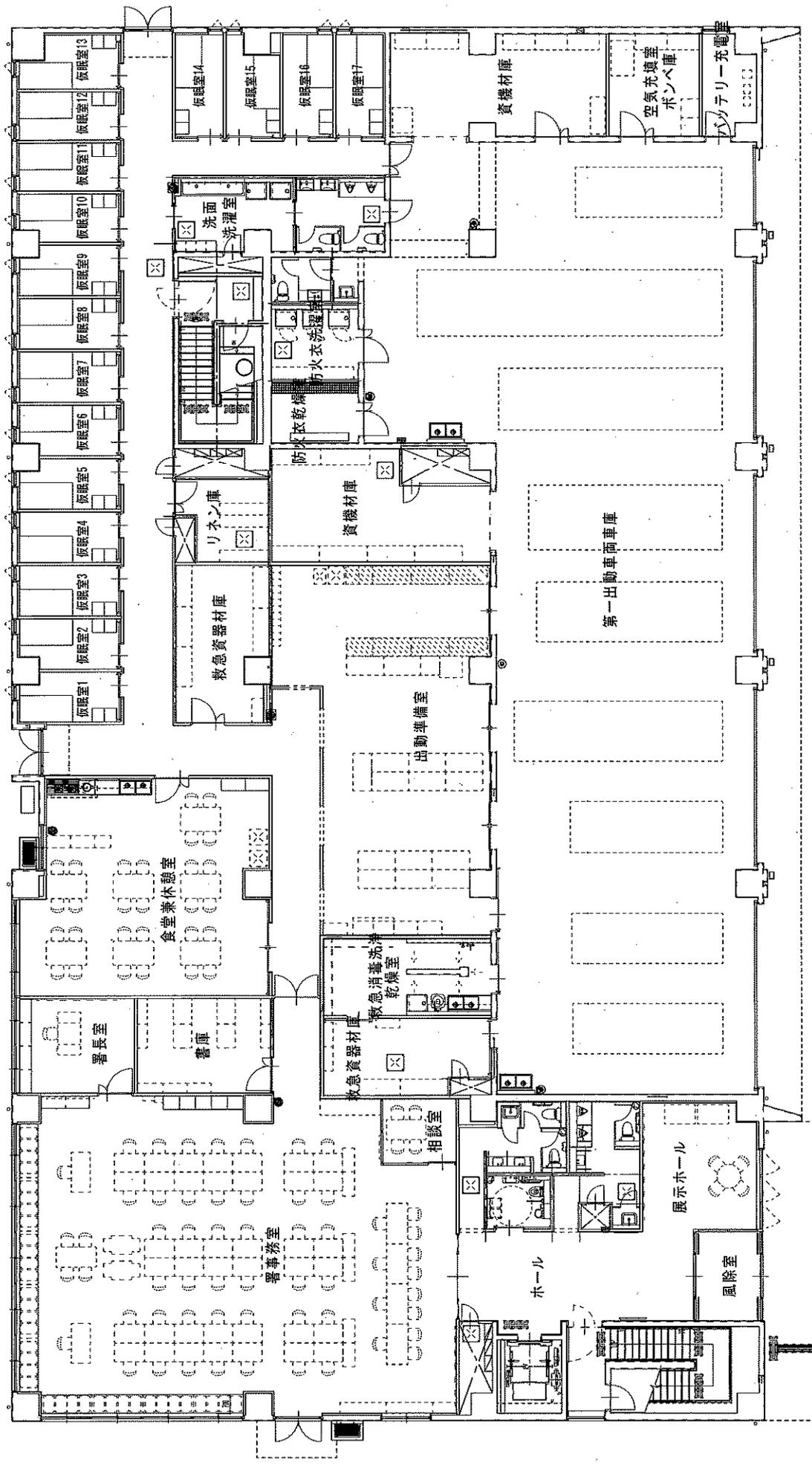
市道11007号線

市道11025号線

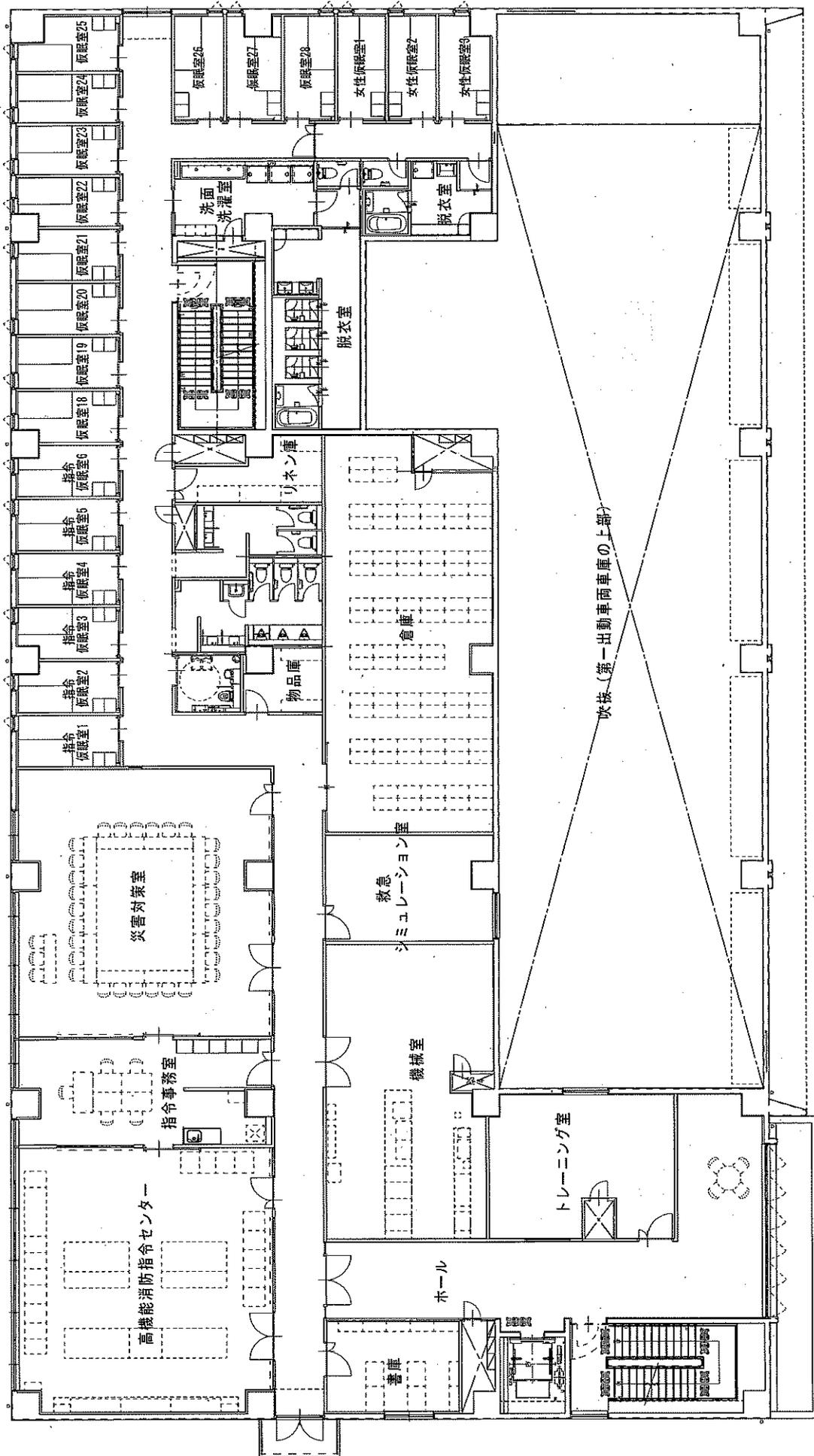


県道 宇都宮・亀和田・栃木線

配置図

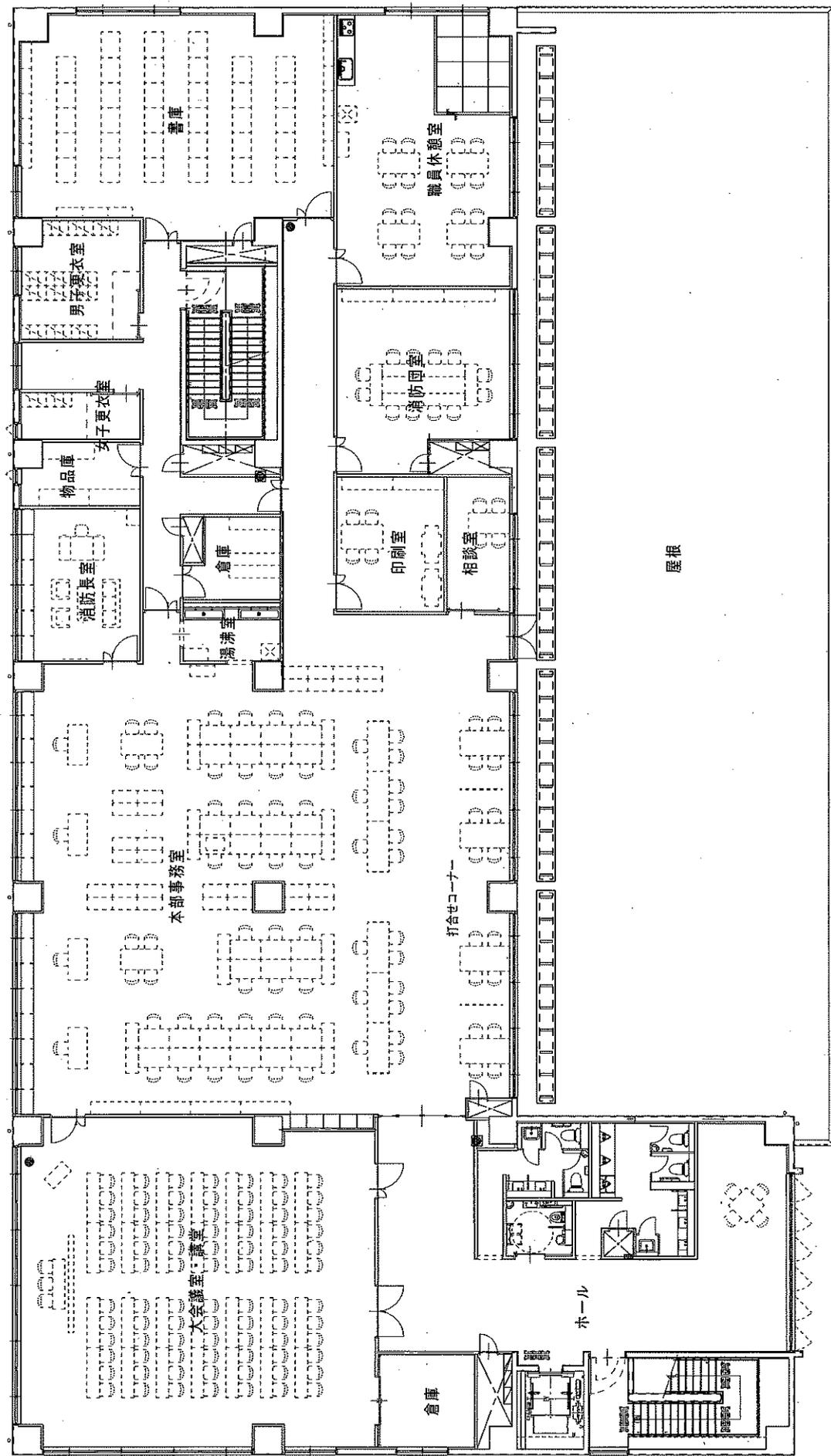


1階平面図

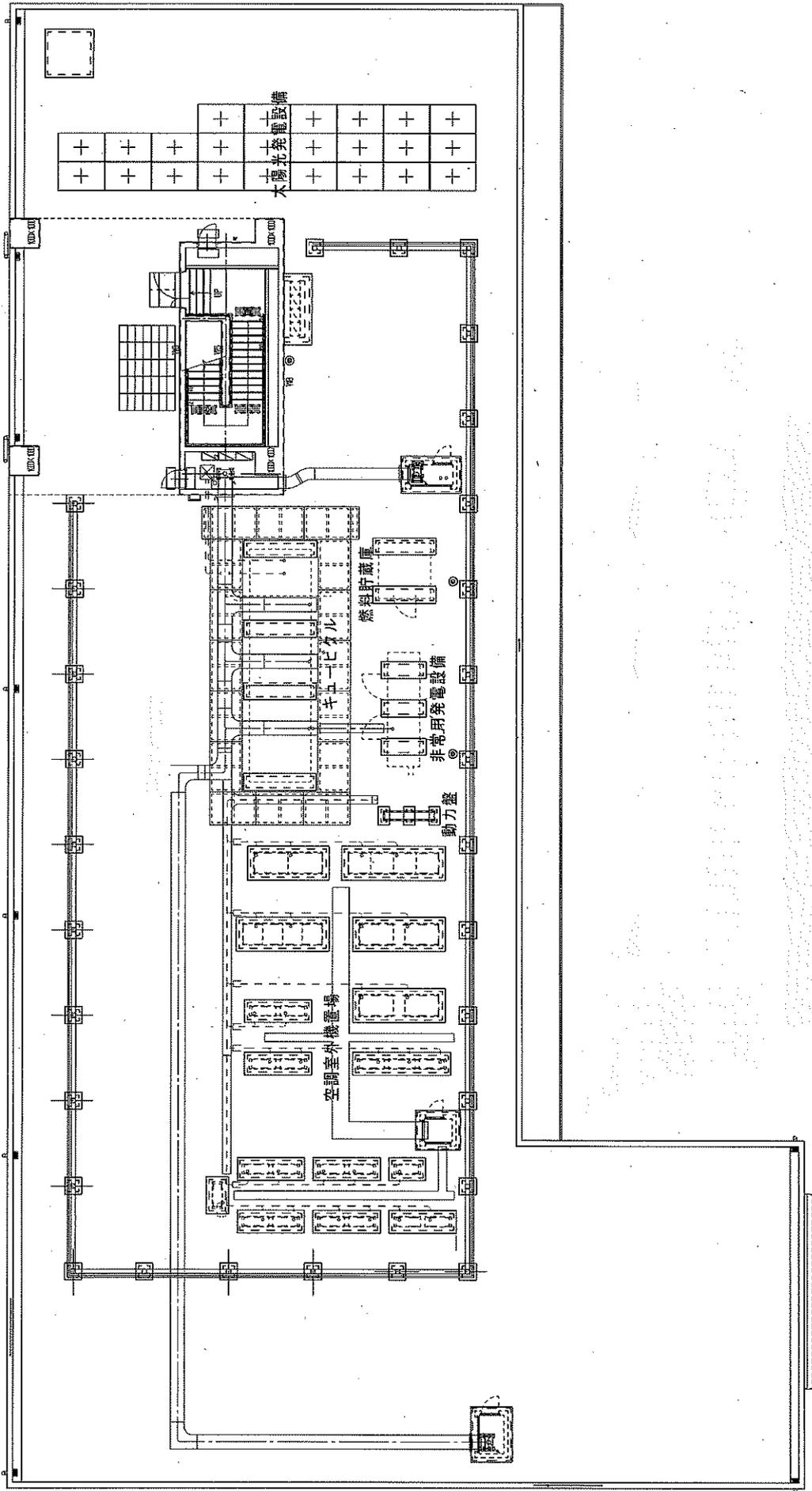


吹抜(第一出動車両庫庫の上層)

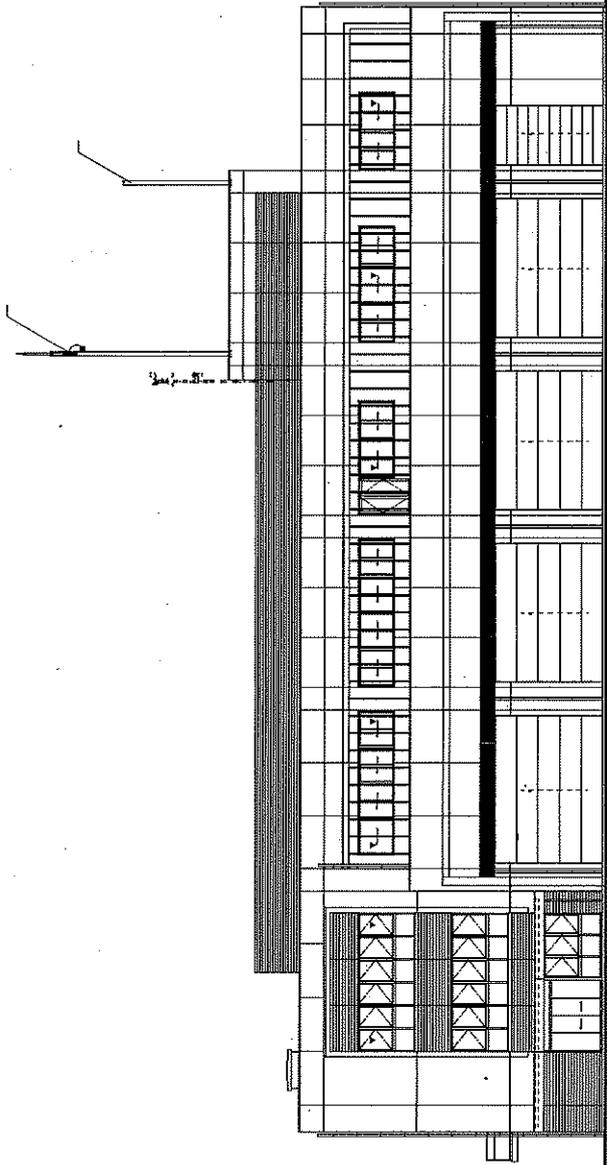
2階平面図



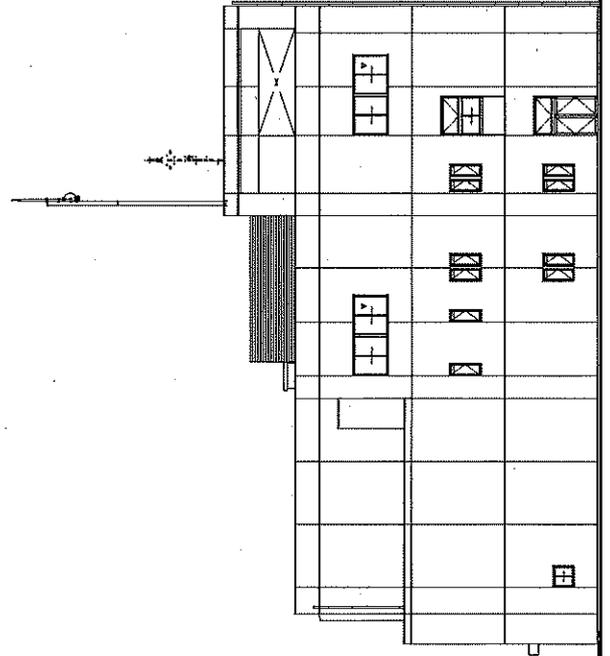
3階平面図



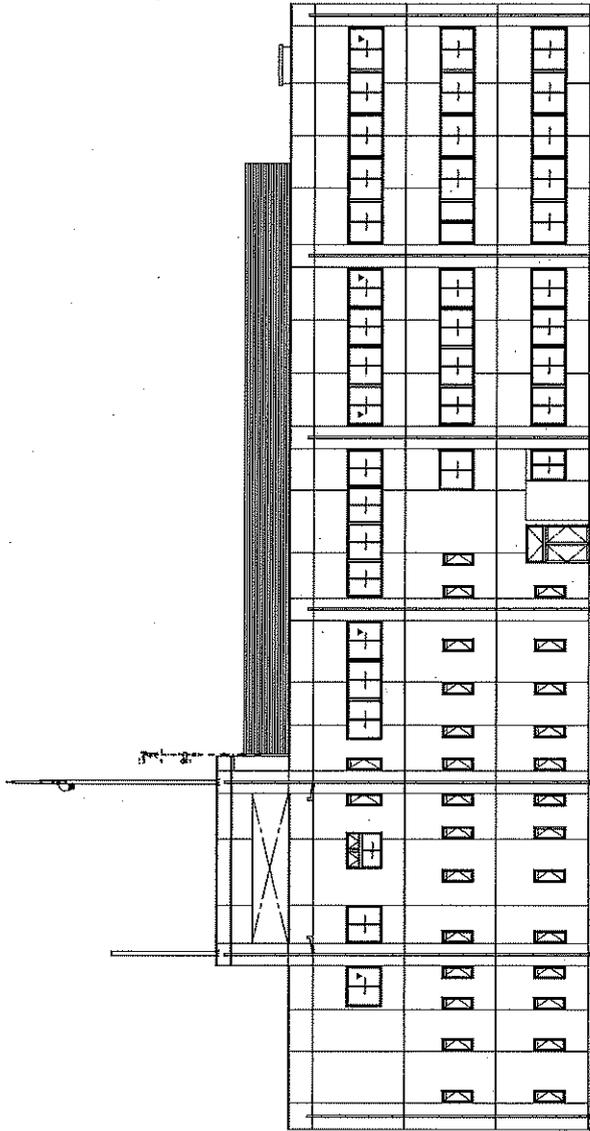
PH階平面図



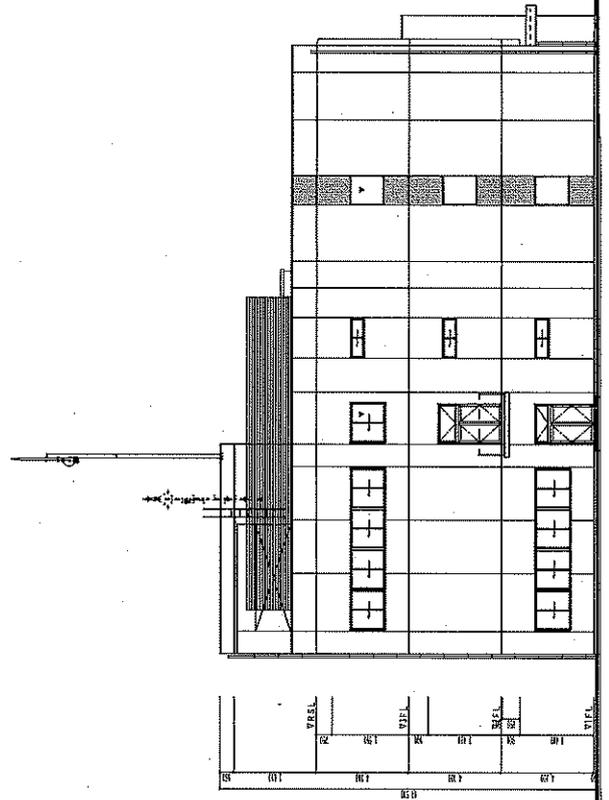
西立面图



南立面图



東立面图



北立面图

財産の無償貸付けについて

提案理由

とちぎメディカルセンター敷地として、一般財団法人とちぎメディカルセンターに土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 以下略

(参考)

所在	地番	地目	面積 (㎡)
栃木市境町	5番2の一部	宅地	3,739.92
栃木市境町	5番3の一部	宅地	410.67
合計			4,150.59

### 位置図



財産の取得について

提案理由

小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業用地として、栃木市都賀町地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

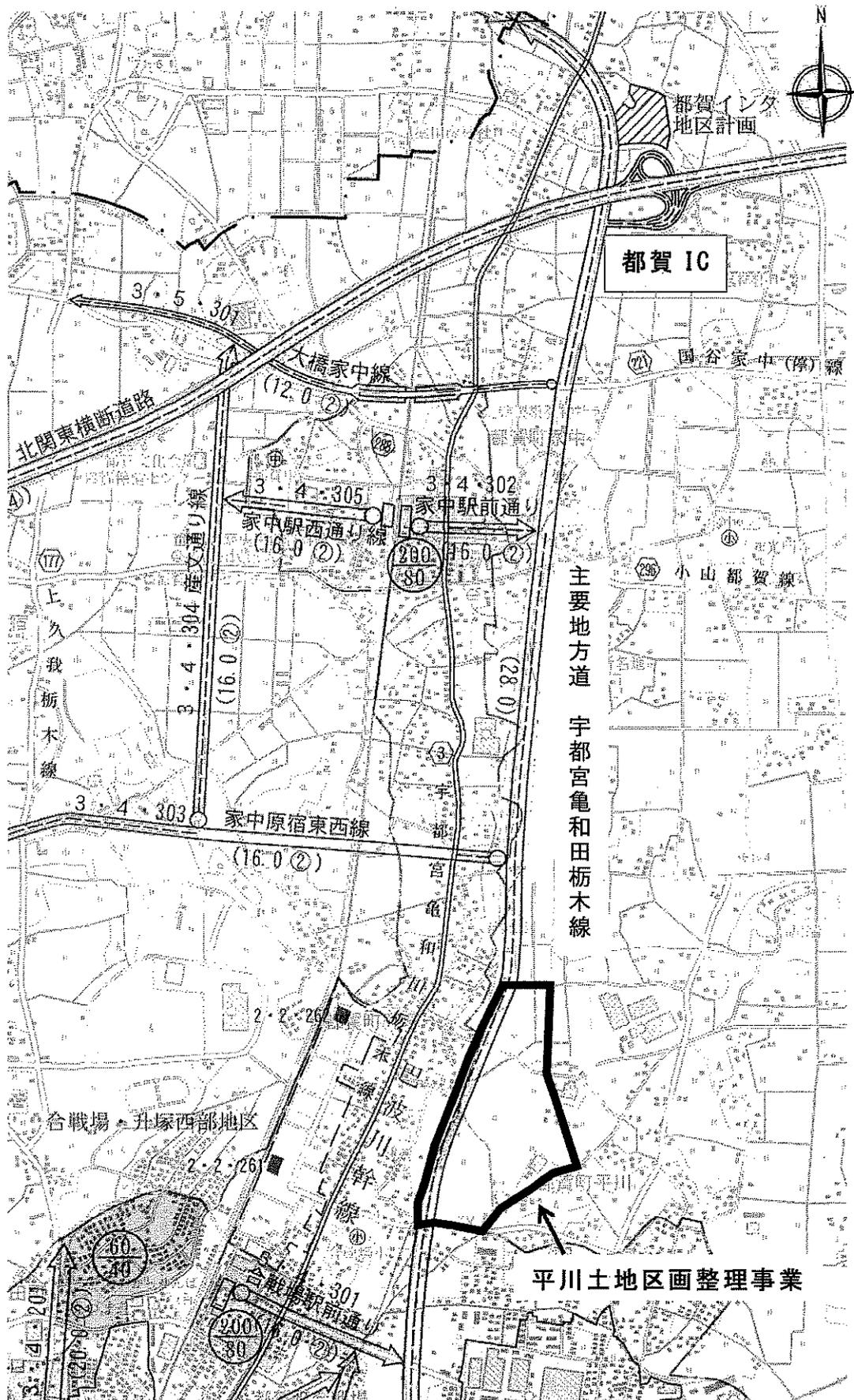
第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の

不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○不動産の調書

所在地	地目	筆数	地積 (㎡)	取得価格 (円)
栃木市都賀町平川玄番内	畑	8	9,426.00	28,749,300
栃木市都賀町升塚東塚	田、畑	3	2,771.00	8,981,870
計		11	12,197.00	37,731,170

# 位置図



市道路線の認定について

提案理由

栃木地域内及び岩舟地域内の開発行為により帰属された道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

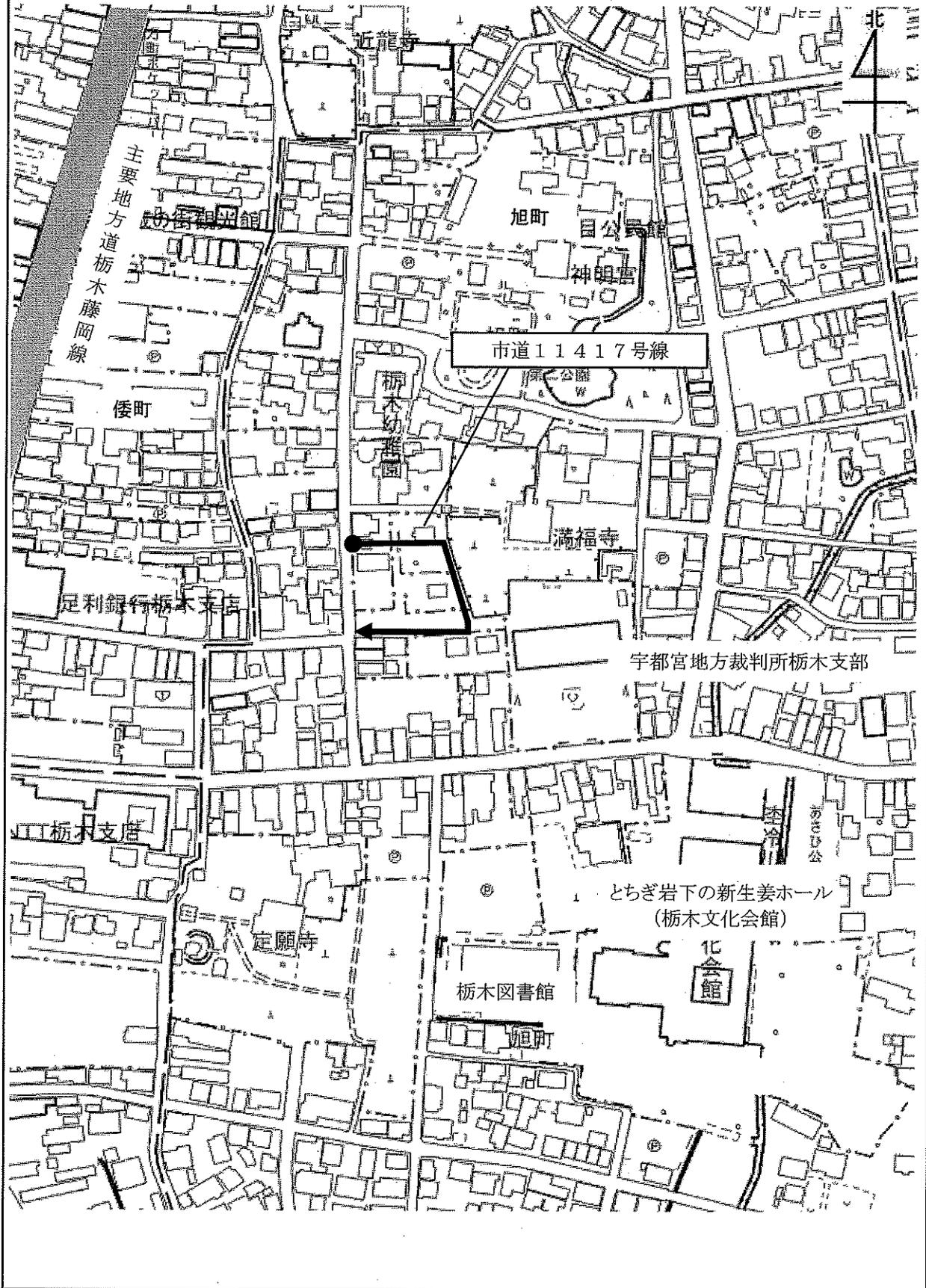
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

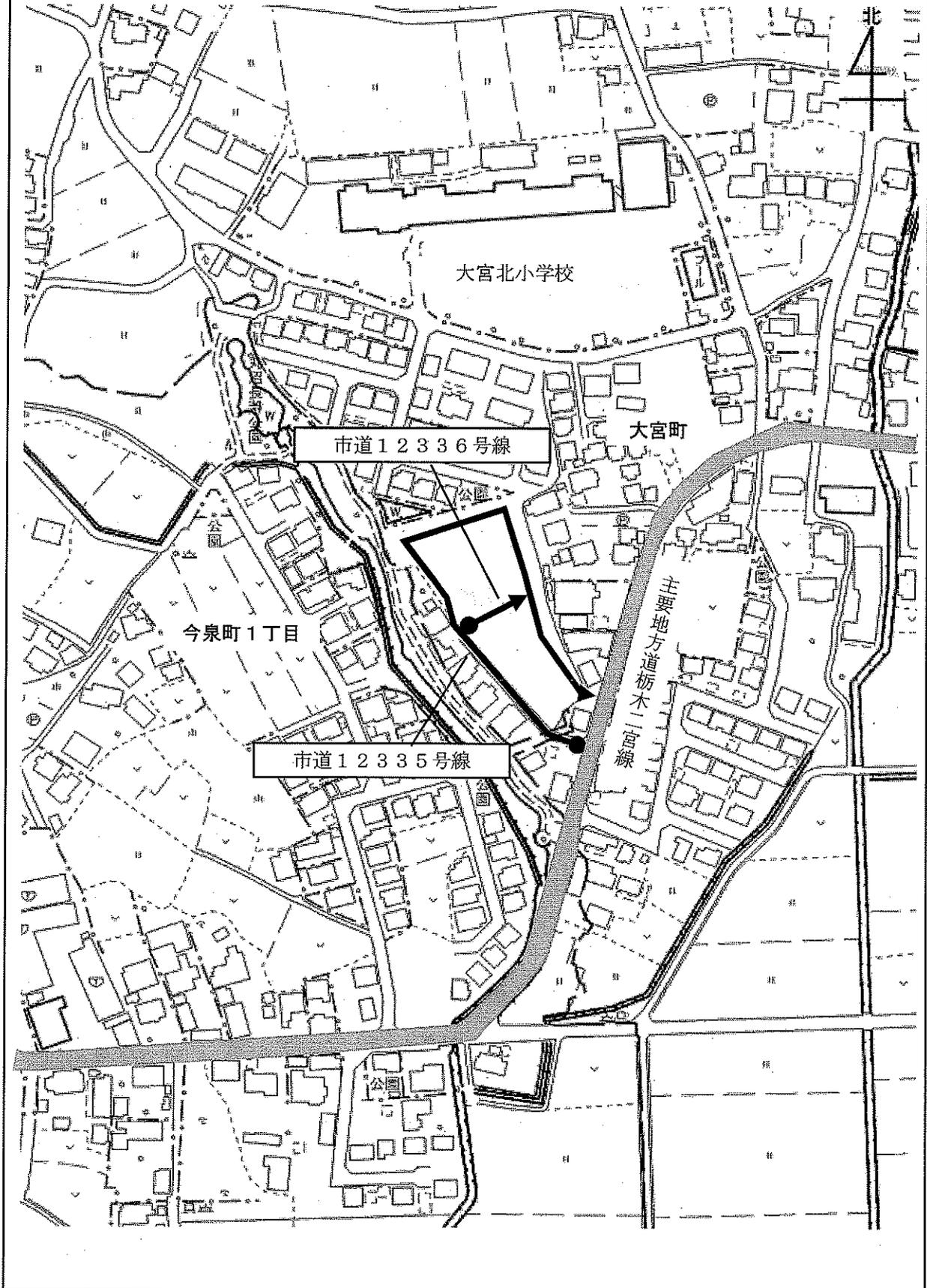
市道路線認定 位置図  
(S=1:2500)

市道11417号線



市道路線認定 位置図  
(S=1:2500)

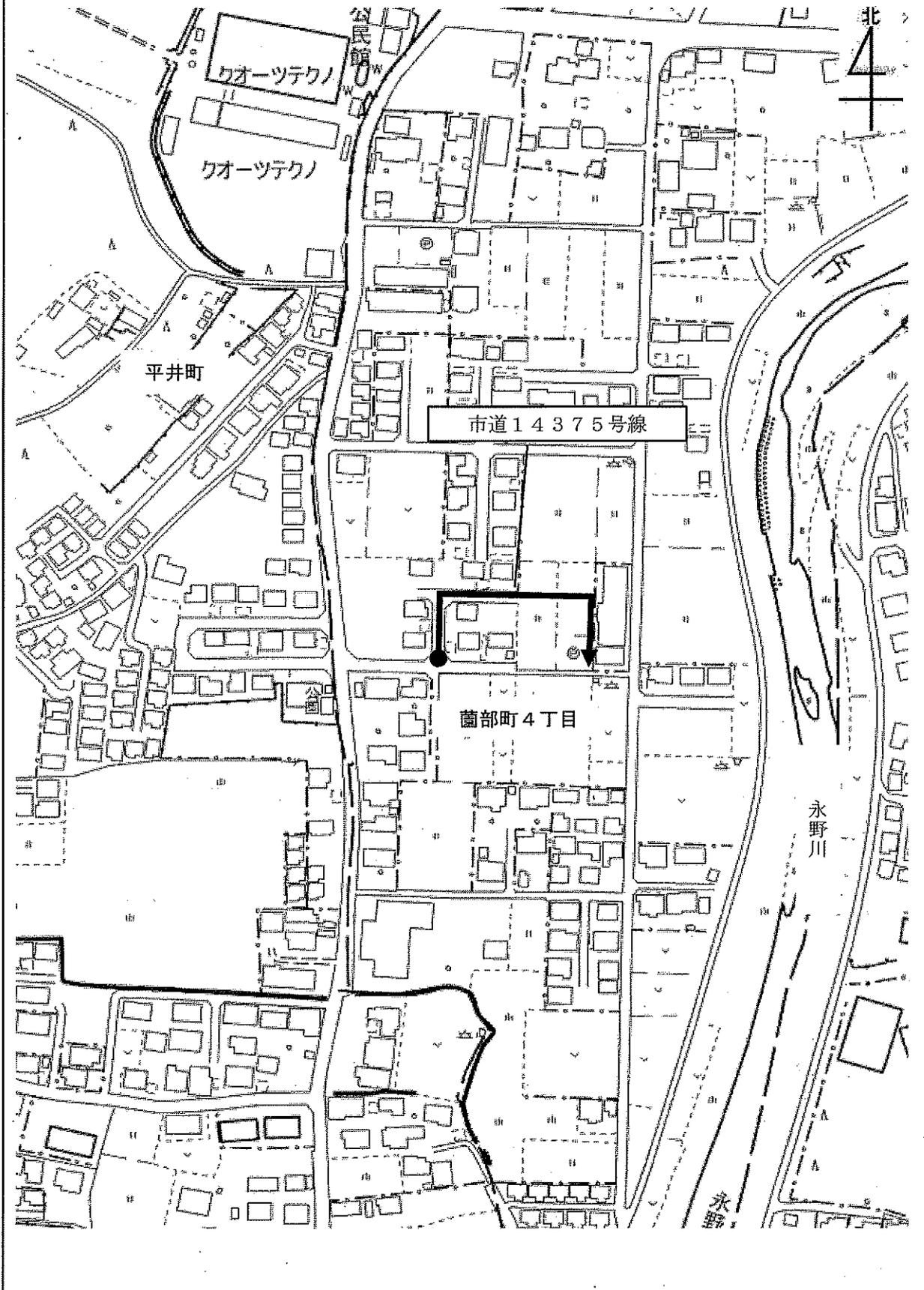
市道12335号線  
市道12336号線



市道路線認定 位置図

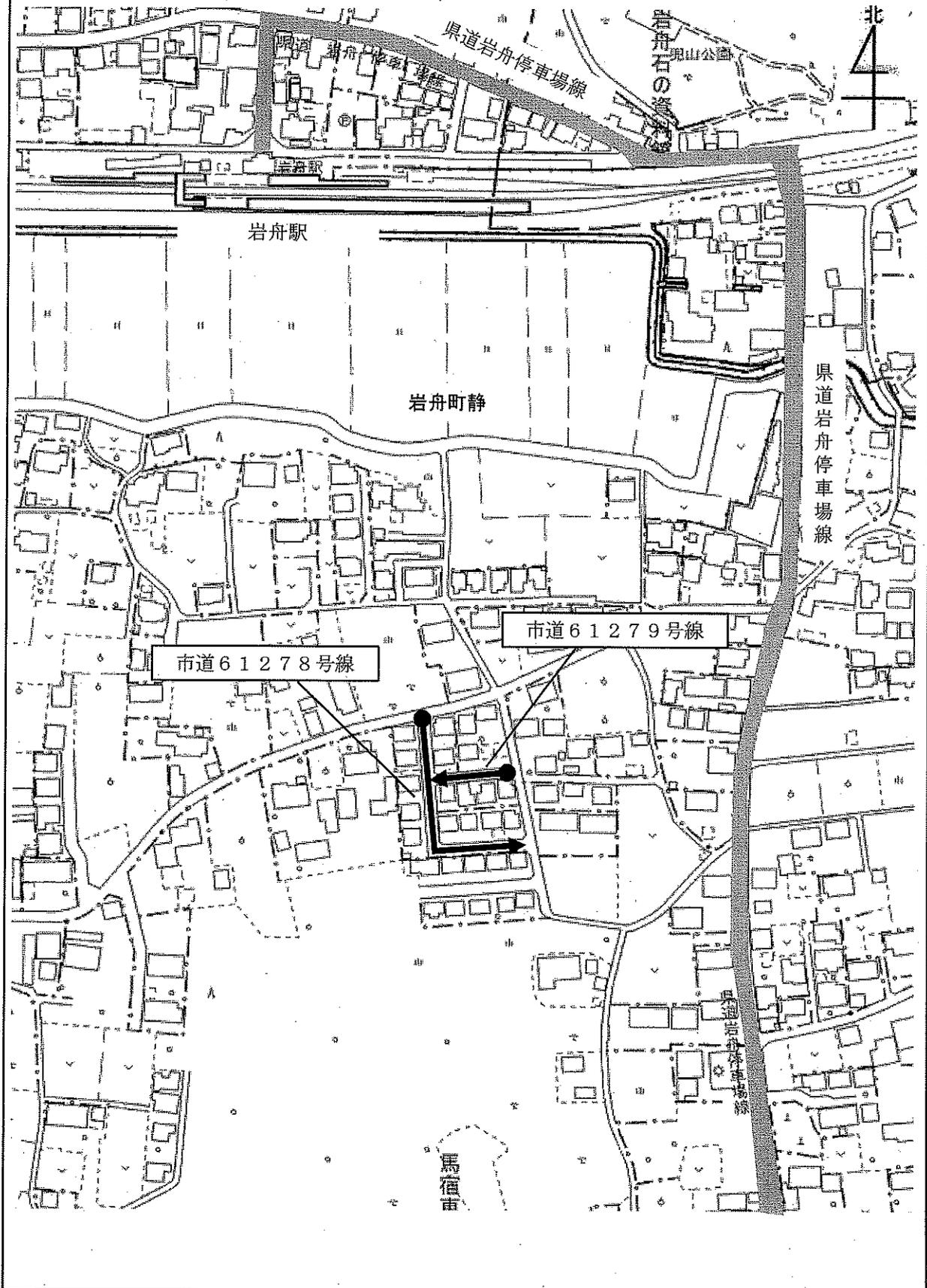
(S=1:2500)

市道14375号線



市道路線認定 位置図  
(S=1:2500)

市道61278号線  
市道61279号線



人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、矢口稔氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

## 矢口稔氏の略歴

住 所 栃木市藤岡町藤岡2737番地

生年月日 昭和28年9月9日

[Redacted]

### 主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、藤野喜代子氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第41号と同じ。

藤野喜代子氏の略歴

住 所 栃木市藤岡町大前3190番地

生年月日 昭和31年1月14日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、村上賢司氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者として岸千賀子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第41号と同じ。

岸 千 賀 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市城内町2丁目7番27号

生年月日 昭和34年1月21日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

